

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p style="text-align: center;">茨城県地域防災計画 風水害等対策計画編 目次</p> <p>1 総則</p> <p>第1節 目的 …………… 1</p> <p>第2節 県土の自然条件 …………… 3</p> <p>第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 …………… 18</p> <p>2 風水害対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 県土の保全 …………… 26</p> <p>第2節 土砂災害防止対策 …………… 32</p> <p>第3節 道路・港湾の安全対策 …………… 37</p> <p>第4節 都市防災 …………… 37</p> <p>第5節 学校等の安全対策・文化財の保護 …………… 39</p> <p>第6節 農地・農業の安全対策 …………… 40</p> <p>第7節 気象業務整備 …………… 41</p> <p>第8節 情報通信設備等の整備 …………… 41</p> <p>第9節 災害用資材、機材等の点検整備 …………… 45</p> <p>第10節 火災予防 …………… 45</p> <p>第11節 防災知識の普及 …………… 48</p> <p>第12節 防災訓練 …………… 51</p> <p>第13節 防災組織等の活動体制整備 …………… 55</p> <p>第14節 要配慮者支援 …………… 58</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 組織 …………… 61</p> <p>第2節 動員 …………… 70</p> <p>第3節 気象情報等計画 …………… 70</p> <p>第4節 災害情報の収集・伝達 …………… 82</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第5節 通信 …………… 90</p>	<p style="text-align: center;">茨城県地域防災計画 風水害等対策計画編 目次</p> <p>1 総則</p> <p>第1節 目的 …………… 1</p> <p>第2節 県土の自然条件 …………… 3</p> <p>第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 …………… 18</p> <p>2 風水害対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 県土の保全 …………… 26</p> <p>第2節 土砂災害防止対策 …………… 32</p> <p>第3節 道路・港湾の安全対策 …………… 36</p> <p>第4節 都市防災 …………… 37</p> <p>第5節 学校等の安全対策・文化財の保護 …………… 39</p> <p>第6節 農地・農業の安全対策 …………… 40</p> <p>第7節 気象業務整備 …………… 41</p> <p>第8節 情報通信設備等の整備 …………… 42</p> <p>第9節 災害用資材、機材等の点検整備 …………… 45</p> <p>第10節 火災予防 …………… 46</p> <p>第11節 防災知識の普及 …………… 49</p> <p>第12節 防災訓練 …………… 52</p> <p>第13節 防災組織等の活動体制整備 …………… 56</p> <p>第14節 要配慮者支援 …………… 59</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 組織 …………… 62</p> <p>第2節 動員 …………… 71</p> <p>第3節 気象情報等計画 …………… 71</p> <p>第4節 災害情報の収集・伝達 …………… 84</p> <p><u>第5節 災害救助法の適用</u> …………… 93</p> <p>第6節 通信 …………… 95</p>	<p>i</p>	<p>被害把握前でも早期適用を可能とし、被災者</p>

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元	
第6節 広報 98	第7節 広報 104		支援の遅れを防ぐため、 適用時の取扱いを明確 化（防災・危機管理課）	
第7節 消防活動 102	第8節 消防活動 108			
第8節 水防 105	第9節 水防 111			
第9節 災害警備 110	第10節 災害警備 116			
第10節 交通計画 111	第11節 交通計画 117			
第11節 避難 117	第12節 避難 123			
第12節 食糧供給 121	第13節 食糧供給 128			
第13節 衣料・生活必需品等供給 124	第14節 衣料・生活必需品等供給 131			
第14節 給水 127	第15節 給水 133			
第15節 要配慮者安全確保対策 127	第16節 要配慮者安全確保対策 134			
第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 130	第17節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 136			
第17節 医療・助産 130	第18節 医療・助産 137			
第18節 防疫 132	第19節 防疫 139			
第19節 災害廃棄物の処理 134	第20節 災害廃棄物の処理 140			
第20節 死体の捜索及び処理埋葬 135	第21節 死体の捜索及び処理埋葬 142			
第21節 障害物の除去 138	第22節 障害物の除去 144			
第22節 輸送 139	第23節 輸送 145			
第23節 労務計画 141	第24節 労務計画 147			
第24節 児童生徒等の安全確保・応急教育等 141	第25節 児童生徒等の安全確保・応急教育等 147			
第25節 自衛隊に対する災害派遣要請 144	第26節 自衛隊に対する災害派遣要請 150			
第26節 応援・受援 155	第27節 応援・受援 161			
第27節 農地農業 160	第28節 農地農業 167			
第28節 電力施設の復旧 162	第29節 電力施設の復旧 168			
第29節 <u>東日本電信電話</u> 株式会社茨城支店の災害対策計画 163	第30節 <u>NTT東日本</u> 株式会社茨城支店の災害対策計画 169	ii		社名変更に伴う修正 (NTT東日本株式会 社)
第30節 株式会社NTTドコモ茨城支店の非常災害対策計画 165	第31節 株式会社NTTドコモ茨城支店の非常災害対策計画 171			
第31節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策 166	第32節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策 172			
第32節 郵政事業に係る措置 166	第33節 郵政事業に係る措置 173			
第3章 災害復旧計画	第3章 災害復旧計画			
第1節 公共施設の災害復旧 168	第1節 公共施設の災害復旧 174			
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 170	第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 176			
第3節 災害復旧資金 174	第3節 災害復旧資金 180			

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 …… 175 第5節 その他の保護計画 …………… 186 第6節 防災関係機関の復旧計画 …………… 187	第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 …… 180 第5節 その他の保護計画 …………… 192 第6節 防災関係機関の復旧計画 …………… 193		
3 海上災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 海上交通安全の確保 …………… 191 第2節 船舶の安全な運航の確保 …………… 191 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え …………… 192 第4節 緊急輸送活動への備え …………… 194 第5節 防災関係機関の防災訓練の実施 …………… 194 第6節 災害復旧への備え …………… 194 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …………… 195 第2節 活動体制の確立 …………… 196 第3節 捜索、救出・救助及び消火活動 …………… 199 第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 …………… 200 第5節 緊急輸送の確保 …………… 203 第6節 治安の維持 …………… 204 第7節 応援の要請 …………… 204 第8節 流出油等災害の補償対策 …………… 204	3 海上災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 海上交通安全の確保 …………… 197 第2節 船舶の安全な運航の確保 …………… 197 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え …………… 198 第4節 緊急輸送活動への備え …………… 200 第5節 防災関係機関の防災訓練の実施 …………… 200 第6節 災害復旧への備え …………… 200 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …………… 201 第2節 活動体制の確立 …………… 203 第3節 捜索、救出・救助及び消火活動 …………… 206 第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 …………… 207 第5節 緊急輸送の確保 …………… 211 第6節 治安の維持 …………… 211 第7節 応援の要請 …………… 211 第8節 流出油等災害の補償対策 …………… 212		
4 航空災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 茨城県の航空状況 …………… 206 第2節 航空交通の安全のための情報の充実 …………… 206 第3節 航空機の安全な運行の確保 …………… 206 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 207 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …………… 210	4 航空災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 茨城県の航空状況 …………… 213 第2節 航空交通の安全のための情報の充実 …………… 213 第3節 航空機の安全な運行の確保 …………… 214 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 214 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …………… 217		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第2節 活動体制の確立 212 第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動 215 第4節 避難指示、誘導 216 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 216 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 217 第7節 遺族等事故災害関係者の対応 217 第8節 防疫及び遺体の処理 217	第2節 活動体制の確立 219 第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動 222 第4節 避難指示、誘導 223 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 223 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 224 第7節 遺族等事故災害関係者の対応 225 第8節 防疫及び遺体の処理 225		
5 鉄道災害対策計画	5 鉄道災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 茨城県の鉄道状況 219 第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実 220 第3節 鉄道交通安全運行の確保 220 第4節 鉄道車両の安全性の確保 221 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 221	第1節 茨城県の鉄道状況 226 第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実 227 第3節 鉄道交通安全運行の確保 227 第4節 鉄道車両の安全性の確保 228 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 228		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 225 第2節 活動体制の確立 226 第3節 救助・救急、医療及び消火活動 229 第4節 避難指示、誘導 230 第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 230 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 231 第7節 防疫及び遺体の処理 231	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 232 第2節 活動体制の確立 234 第3節 救助・救急、医療及び消火活動 237 第4節 避難指示、誘導 238 第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 239 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 239 第7節 防疫及び遺体の処理 240		
第3章 災害復旧 232	第3章 災害復旧 240		
6 道路災害対策計画	6 道路災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 茨城県の道路交通状況 233 第2節 道路交通の安全のための情報の充実 234 第3節 道路施設等の管理と整備 234	第1節 茨城県の道路交通状況 241 第2節 道路交通の安全のための情報の充実 242 第3節 道路施設等の管理と整備 242		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 234 第5節 防災知識の普及 237 第6節 再発防止対策の実施 237	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 243 第5節 防災知識の普及 245 第6節 再発防止対策の実施 245		
第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 238 第2節 活動体制の確立 239 第3節 救助・救急、医療及び消火活動 243 第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 243 第5節 危険物の流出に対する応急対策 244 第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 244 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 244 第8節 防疫及び遺体の処理 245	第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 246 第2節 活動体制の確立 248 第3節 救助・救急、医療及び消火活動 252 第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 253 第5節 危険物の流出に対する応急対策 253 第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 253 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 253 第8節 防疫及び遺体の処理 254		
第3章 災害復旧 245	第3章 災害復旧 254		
7 危険物等災害対策計画	7 危険物等災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項） 246 第2節 石油類等危険物施設の予防対策 249 第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策 250 第4節 毒劇物取扱施設の予防対策 252 第5節 放射線使用施設等の予防対策 253 第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策 254	第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項） 255 第2節 石油類等危険物施設の予防対策 258 第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策 259 第4節 毒劇物取扱施設の予防対策 261 第5節 放射線使用施設等の予防対策 262 第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策 263		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項） 255 第2節 活動体制の確立（各災害共通事項） 259 第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策 262 第4節 高圧ガス、火薬類の事故応急対策 265 第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策 269	第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項） 264 第2節 活動体制の確立（各災害共通事項） 269 第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策 272 第4節 高圧ガス、火薬類の事故応急対策 275 第5節 毒劇物 <u> </u> 取扱施設の事故応急対策 279	v	誤りの修正（薬務課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第6節 放射線使用施設等の事故応急対策 270 第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 .. 271 第8節 避難誘導対策 272 第9節 捜索・救出・救助対策 273 第10節 応援要請対策 273 第11節 医療救護対策 273 第12節 緊急輸送の確保 273	第6節 放射線使用施設等の事故応急対策 280 第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 .. 282 第8節 避難誘導対策 283 第9節 捜索・救出・救助対策 283 第10節 応援要請対策 283 第11節 医療救護対策 284 第12節 緊急輸送の確保 284		
8 大規模な火事災害対策計画	8 大規模な火事災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 災害に強いまちづくり 275 第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 276 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 276 第4節 防災知識等の普及 278	第1節 災害に強いまちづくり 285 第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 286 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 286 第4節 防災知識等の普及 288		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 279 第2節 活動体制の確立 280 第3節 救助・救急、医療及び消火活動 283 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 283 第5節 避難の受入れ 284 第6節 施設及び設備の応急復旧活動 284 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 284 第8節 防疫及び遺体の処理 285	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 289 第2節 活動体制の確立 291 第3節 救助・救急、医療及び消火活動 294 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 295 第5節 避難の受入れ 295 第6節 施設及び設備の応急復旧活動 295 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 296 第8節 防疫及び遺体の処理 296		
第3章 災害復旧 285	第3章 災害復旧 296		
9 林野火災対策計画	9 林野火災対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 林野火災に強い地域づくり 286 第2節 林野火災防止のための情報の充実 286	第1節 林野火災に強い地域づくり 297 第2節 林野火災防止のための情報の充実 297		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p><u>(新規)</u></p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 286</p> <p>第4節 防災活動の促進 289</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡 289</p> <p>第2節 活動体制の確立 291</p> <p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動 293</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保 295</p> <p>第5節 避難の受入れ 295</p> <p>第6節 施設、設備の応急復旧活動 295</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 295</p> <p>第8節 二次災害の防止活動 296</p>	<p>第3節 <u>林野火災に対する警戒の強化</u> 298</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 298</p> <p>第5節 防災活動の促進 301</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡 302</p> <p>第2節 活動体制の確立 303</p> <p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動 306</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保 308</p> <p>第5節 避難の受入れ 308</p> <p>第6節 施設、設備の応急復旧活動 309</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 309</p> <p>第8節 二次災害の防止活動 309</p> <p>10 <u>火山噴火降灰対策計画</u></p> <p>第1章 <u>災害予防</u></p> <p>第1節 <u>火山噴火降灰による被害想定</u> 311</p> <p>第2節 <u>火山に関する情報等</u> 313</p> <p>第3節 <u>防災知識の普及等</u> 315</p> <p>第2章 <u>災害応急対策</u></p> <p>第1節 <u>降灰対策における留意すべき事項等</u> 316</p>	<p>Vi</p>	<p>防災基本計画を反映 (消防安全課)</p> <p>令和7年度防災基本計画の修正を踏まえ、火山噴火降灰対策を新設 (防災・危機管理課)</p>

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p style="text-align: center;">1 総則 第2節 県土の自然条件</p> <p>第2 気候 2 気象災害の概況</p> <p>本県においては、台風、低気圧による災害のほか、雷災、ひょう害、霜害、冷害等の気象災害がある。</p> <p>(1) 台風（昭和16年以降）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>⑭ 平成21.10.8（第18号）</p> <p>台風は8日12時頃に最接近し、7日11時から8日11時までの総降水量は、花園で167.0mm、北茨城で129.5mm、大能で116.5mm、日立で130.0mm、柿岡で102.5mmを観測した。また、8日朝に土浦市、龍ヶ崎市及び利根町で竜巻が発生した。被害は、負傷者15名、住家被害（半壊34、一部損壊222、床上浸水1、床下浸水19）</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>	<p style="text-align: center;">1 総則 第2節 県土の自然条件</p> <p>第2 気候 2 気象災害の概況</p> <p>本県においては、台風、低気圧による災害のほか、雷災、ひょう害、霜害、冷害等の気象災害がある。</p> <p>(1) 台風（昭和16年以降）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>⑭ 平成21.10.8（第18号）</p> <p>台風は8日12時頃に最接近し、7日11時から8日11時までの総降水量は、花園で167.0mm、北茨城で129.5mm、大能で116.5mm、日立で130.0mm、柿岡で102.5mmを観測した。また、8日朝に土浦市、龍ヶ崎市及び利根町で竜巻が発生した。被害は、負傷者15名、住家被害（半壊34、一部損壊222、床上浸水1、床下浸水19）</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>	11	誤記修正（龍ヶ崎市）
<p style="text-align: center;">第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3 指定地方行政機関</p> <p>関東管区警察局</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事。 3 管区内防災関係機関との連携に関する事。 4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事。 	<p style="text-align: center;">第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3 指定地方行政機関</p> <p>関東管区警察局</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事。 3 管区内防災関係機関との連携に関する事。 4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事。 		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p>5 警察通信の確保及び統制に関すること。 6 津波警報、火山警報の伝達に関すること。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>関東総合通信局</p> <p>1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用整備及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</p> <p>(略)</p>	<p>5 警察通信の確保及び統制に関すること。 6 津波警報、火山警報の伝達に関すること。</p> <p><u>関東管区行政評価局（茨城行政監視行政相談センター）</u></p> <p><u>1 被災者への生活支援情報の提供に関すること。</u> <u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。</u> <u>3 特別行政相談所の開設に関すること。</u></p> <p>関東総合通信局</p> <p>1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用整備及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</p> <p>(略)</p>	<p>19</p>	<p>管区行政評価局等が指定地方行政機関に指定されたため（関東管区行政評価局（茨城行政監視行政相談センター））</p>

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p>第5 指定公共機関</p> <p>日本原子力発電株式会社（東海発電所_____） 放射線災害の防止及び応急対策等に関する事。</p>	<p>第5 指定公共機関</p> <p>日本原子力発電株式会社（東海発電所・<u>東海第二発電所</u>） 放射線災害の防止及び応急対策等に関する事。</p>	22	茨城県地域防災計画記載の名称を統一（日本原子力発電株式会社）
<p><u>東日本電信電話</u>株式会社</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び点検に関する事。 2 災害時における緊急電話の取扱いに関する事。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。 	<p><u>NTT東日本</u>株式会社</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び点検に関する事。 2 災害時における緊急電話の取扱いに関する事。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。 	23	社名変更に伴う修正（NTT東日本株式会社）
<p>第6 指定地方公共機関</p> <p>ガス事業者（東部ガス株式会社、<u>東日本ガス株式会社</u>）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ガス施設の安全、保全に関する事。 2 災害時におけるガスの供給に関する事。 	<p>第6 指定地方公共機関</p> <p>ガス事業者（東部ガス株式会社、<u>株式会社エナジー宇宙</u>）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ガス施設の安全、保全に関する事。 2 災害時におけるガスの供給に関する事。 	24	グループ会社合併・分社化による社名変更（株式会社エナジー宇宙）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元																								
<p style="text-align: center;">2 風水害対策計画 第1章 災害予防 第1節 県土の保全</p> <p>第1 治山治水計画</p> <p>1 治山計画</p> <p>(1) 森林の概況</p> <p>本県の森林は県北部を中心とする山岳林、県中央部から南西部にかけての平地林及び海岸線に沿って分布する海岸林に大別され、面積は18万8千haで県土の約1/3を占めている。</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p> <p>(2) 治山施設の整備</p> <p>県内における山地災害危険地区等を調査した結果、総数で1,249箇所あり、その内訳は次のとおりである。(令和6年3月末現在)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">山地災害危険地区</td> <td style="width: 10%;">(民有林)</td> <td style="width: 10%;">1,188箇所</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(国有林)</td> <td>21箇所</td> <td>※資料8-12</td> </tr> <tr> <td>海岸防災林荒廃危険地区</td> <td></td> <td>40箇所</td> <td>※資料8-13</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(後略)</p> <p>2 保安林整備計画</p> <p>(1) 保安林の概況</p> <p>森林には、雨を貯え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や濁水、土砂の流出などを防止する働きがある。</p> <p>これらの公益的機能の発揮が特に要請される森林について、保安林に指定し適正な管理を進めている。</p> <p>令和5年度末現在で、民有保安林18,116ha、国有保安林</p>	山地災害危険地区	(民有林)	1,188箇所			(国有林)	21箇所	※資料8-12	海岸防災林荒廃危険地区		40箇所	※資料8-13	<p style="text-align: center;">2 風水害対策計画 第1章 災害予防 第1節 県土の保全</p> <p>第1 治山治水計画</p> <p>1 治山計画</p> <p>(1) 森林の概況</p> <p>本県の森林は県北部を中心とする山岳林、県中央部から南西部にかけての平地林及び海岸線に沿って分布する海岸林に大別され、面積は18万7千haで県土の約1/3を占めている。</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p> <p>(2) 治山施設の整備</p> <p>県内における山地災害危険地区等を調査した結果、総数で1,250箇所あり、その内訳は次のとおりである。(令和7年3月末現在)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">山地災害危険地区</td> <td style="width: 10%;">(民有林)</td> <td style="width: 10%;">1,189箇所</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(国有林)</td> <td>21箇所</td> <td>※資料8-8-2</td> </tr> <tr> <td>海岸防災林荒廃危険地区</td> <td></td> <td>40箇所</td> <td>※資料8-9</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(後略)</p> <p>2 保安林整備計画</p> <p>(1) 保安林の概況</p> <p>森林には、雨を貯え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や濁水、土砂の流出などを防止する働きがある。</p> <p>これらの公益的機能の発揮が特に要請される森林について、保安林に指定し適正な管理を進めている。</p> <p>令和6年度末現在で、民有保安林18,268ha、国有保安林</p>	山地災害危険地区	(民有林)	1,189箇所			(国有林)	21箇所	※資料8-8-2	海岸防災林荒廃危険地区		40箇所	※資料8-9	<p style="text-align: center;">26</p>	<p>山地災害危険地区や保安林指定面積等の時点修正(林業課)</p> <p>誤記修正(防災・危機管理課)</p> <p>山地災害危険地区や保安林指定面積等の時点</p>
山地災害危険地区	(民有林)	1,188箇所																									
	(国有林)	21箇所	※資料8-12																								
海岸防災林荒廃危険地区		40箇所	※資料8-13																								
山地災害危険地区	(民有林)	1,189箇所																									
	(国有林)	21箇所	※資料8-8-2																								
海岸防災林荒廃危険地区		40箇所	※資料8-9																								

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p>38,041ha、計56,157haの保安林が配備されている。</p> <p>(2) 保安林整備計画 (略)</p> <p>3 河川改修</p> <p>(1) 河川の概況 (略)</p> <p>(2) 河川改修事業 ア 直轄河川改修 利根川は明治以来治水事業が進められてきたが、昭和22年のカスリン台風等の結果に鑑み、<u>八斗島の基本高水流量を22,000m³/sとして工事を実施中である。しかし、下流部においては未だ無堤地区があるなど治水安全度は低く、事業の促進を図る必要がある。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>38,041ha、計56,309haの保安林が配備されている。</p> <p>(2) 保安林整備計画 (略)</p> <p>3 河川改修</p> <p>(1) 河川の概況 (略)</p> <p>(2) 河川改修事業 ア 直轄河川改修 利根川は明治以来治水事業が進められ、昭和22年のカスリン台風等の既往洪水や気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮し、<u>八斗島の基本高水流量を26,000m³/sとして工事を実施中である。しかし、下流部においては未だ無堤地区があるなど治水安全度は低く、事業の促進を図る必要がある。</u></p> <p>(後略)</p>	27	修正（林業課） 国の河川整備計画変更に伴う修正（監理課）
<p>第3 水防法に基づく洪水・内水氾濫対策</p> <p>5 避難体制等の整備 (中略)</p> <p>(5) 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。</p> <p>(後略)</p>	<p>第3 水防法に基づく洪水・内水氾濫対策</p> <p>5 避難体制等の整備 (中略)</p> <p>(5) 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。</p> <p>(後略)</p>	31	取り消し線の修正（監理課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p style="text-align: center;">第8節 情報通信設備等の整備</p> <p>災害発生時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークを強化していくことが必要である。</p> <p>1 情報通信設備の整備</p> <p>(1) 県の情報通信設備 (略)</p> <p>(2) 市町村の情報通信設備</p> <p>1) 市町村防災行政無線 (略)</p> <p>2) 消防無線 消防無線には<u>周波数別に①市町村波、②救急波、③県内共通波、④全国共通波がある。</u> <u>特に、広域応援体制による消火活動を円滑実施するため、全国共通波の整備に努める。</u></p> <p>(3) 防災関係機関の情報通信設備</p> <p>1) 関東管区警察局 警察無線設備</p> <p>2) 第三管区海上保安本部 海上保安庁通信設備</p> <p>3) 気象庁 <u>気象通信設備</u>、防災情報提供システム (<u>専用線</u>・インターネット)</p> <p>4) 国土交通省関東地方整備局 国土交通省無線設備</p>	<p style="text-align: center;">第8節 情報通信設備等の整備</p> <p>災害発生時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークを強化していくことが必要である。</p> <p>1 情報通信設備の整備</p> <p>(1) 県の情報通信設備 (略)</p> <p>(2) 市町村の情報通信設備</p> <p>1) 市町村防災行政無線 (略)</p> <p>2) 消防無線 消防無線には、<u>市町村等及び都道府県がそれぞれの消防業務・救急業務の管轄区域において、消防・救急業務の活動を行う時に使用する活動波がある。</u> <u>また、市町村等及び都道府県がその属する管轄区域を越えて、他の市町村等及び都道府県の消防活動を支援する場合又は指定を受けている周波数が輻輳時により使用できない場合に消防庁が消防機関との相互連絡を行う場合に使用される共通波がある。</u> <u>消防無線については、大規模災害時にも、迅速かつ確実に被害情報等を共有できる有用な設備であることから適切な整備及び維持管理に努める。</u></p> <p>(3) 防災関係機関の情報通信設備</p> <p>1) 関東管区警察局 警察無線設備</p> <p>2) 第三管区海上保安本部 海上保安庁通信設備</p> <p>3) 気象庁 <u>気象情報伝達処理システム(専用線)</u>、防災情報提供システム (<u>専用線</u>・インターネット)</p> <p>4) 国土交通省関東地方整備局 国土交通省無線設備</p>	<p>42</p> <p>42</p>	<p>電波法の記載に変更があったため、修正。また、消防無線の考え方を追記（いばらき消防指令センター）</p> <p>現状のシステムと整合していないため。（水戸地方気象台）</p>

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p>5) 東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社 東京電力通信設備 6) J R 東日本(株)水戸支社 鉄道通信設備 7) 茨城交通(株) 茨城交通通信設備 8) 首都圏新都市鉄道(株) 鉄道通信設備 (4) 情報通信設備の災害時の機能確保 (略)</p>	<p>5) 東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社 東京電力通信設備 6) J R 東日本(株)水戸支社 鉄道通信設備 7) 茨城交通(株) 茨城交通通信設備 8) 首都圏新都市鉄道(株) 鉄道通信設備 (4) 情報通信設備の災害時の機能確保 (略)</p>		
<p style="text-align: center;">第11節 防災知識の普及</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>1 一般県民向けの防災教育</p> <p>(1) 普及すべき防災知識の内容 (略)</p> <p>(2) 防災基地の整備 (略)</p> <p>(3) 広報紙、パンフレットの配布 (略)</p> <p>(4) 講習会等の開催 (略)</p> <p>(5) 住民参加型ワークショップの開催 (略)</p> <p>(6) その他のメディアの活用</p> <p>1) テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用</p> <p>2) ビデオ、DVD、<u>フィルムの製作、貸出</u></p> <p>3) 文字放送の活用</p> <p>4) インターネットの活用（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、X等）</p> <p><u>5) 地震体験車等の教育設備の貸出</u></p> <p><u>6) 県防災情報メールの活用</u></p>	<p style="text-align: center;">第11節 防災知識の普及</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>1 一般県民向けの防災教育</p> <p>(1) 普及すべき防災知識の内容 (略)</p> <p>(2) 防災基地の整備 (略)</p> <p>(3) 広報紙、パンフレットの配布 (略)</p> <p>(4) 講習会等の開催 (略)</p> <p>(5) 住民参加型ワークショップの開催 (略)</p> <p>(6) その他のメディアの活用</p> <p>1) テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用</p> <p>2) ビデオ、DVD、<u>機材等の</u>貸出</p> <p>3) 文字放送の活用</p> <p>4) インターネットの活用（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、X等）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>5) 県防災情報メールの活用</u></p>	50	<p>文言修正。廃止となっている地震体験車を反映。地震編の表現と統一（防災・危機管理課）</p>

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元																												
<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策 第3節 気象情報等計画</p> <p>第1 風水害関係</p> <p>5 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛けられるを喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策 第3節 気象情報等計画</p> <p>第1 風水害関係</p> <p>5 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p>	72	誤植のため（水戸地方気象台）																												
<p>10 洪水予報河川の洪水予報 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。 (1) 国が管理する河川の洪水予報</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">国の機関が行う洪水予報の伝達先（茨城県内関係のみ）</p> <table border="1" data-bbox="107 1023 866 1246"> <thead> <tr> <th>担当官署</th> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所</td> <td>県（土木部河川課）</td> <td rowspan="3">メール・FAX</td> </tr> <tr> <td>関係市町村</td> </tr> <tr> <td>河川情報センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">水戸地方気象台</td> <td>県（防災・危機管理課）</td> <td rowspan="4">専用回線</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会</td> </tr> <tr> <td>NTT五反田センター※1</td> </tr> <tr> <td>総務省消防庁</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：NTT五反田センターへの伝達は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。</p>	担当官署	伝達先	伝達方法	関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	メール・FAX	関係市町村	河川情報センター	水戸地方気象台	県（防災・危機管理課）	専用回線	日本放送協会	NTT五反田センター※1	総務省消防庁	<p>10 洪水予報河川の洪水予報 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。 (1) 国が管理する河川の洪水予報</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">国の機関が行う洪水予報の伝達先（茨城県内関係のみ）</p> <table border="1" data-bbox="958 1023 1718 1246"> <thead> <tr> <th>担当官署</th> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所</td> <td>県（土木部河川課）</td> <td rowspan="3">メール・FAX</td> </tr> <tr> <td>関係市町村</td> </tr> <tr> <td>河川情報センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">水戸地方気象台 気象庁</td> <td>県（防災・危機管理課）</td> <td rowspan="4">専用回線</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会</td> </tr> <tr> <td>NTT五反田センター※1</td> </tr> <tr> <td>総務省消防庁</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：NTT五反田センターへの伝達は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。</p>	担当官署	伝達先	伝達方法	関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	メール・FAX	関係市町村	河川情報センター	水戸地方気象台 気象庁	県（防災・危機管理課）	専用回線	日本放送協会	NTT五反田センター※1	総務省消防庁	74	水戸地方気象台から伝達するのは茨城県のみで他の関係機関は気象庁からの伝達となるため。また、担当官署の霞ヶ浦河川事務所に誤字があるため。（水戸地方気象台）
担当官署	伝達先	伝達方法																													
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	メール・FAX																													
	関係市町村																														
	河川情報センター																														
水戸地方気象台	県（防災・危機管理課）	専用回線																													
	日本放送協会																														
	NTT五反田センター※1																														
	総務省消防庁																														
担当官署	伝達先	伝達方法																													
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	メール・FAX																													
	関係市町村																														
	河川情報センター																														
水戸地方気象台 気象庁	県（防災・危機管理課）	専用回線																													
	日本放送協会																														
	NTT五反田センター※1																														
	総務省消防庁																														

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元																																					
<p>(2) 県が管理する河川の洪水予報 茨城県土木部河川課と水戸地方気象台が共同で発表する利根川水系桜川洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）は、県土木部河川課が土木事務所を通じて関係市町村に通報するものとする（警戒レベル2～5に相当する）。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。</p> <p>利根川水系桜川洪水予報の伝達先</p> <table border="1" data-bbox="107 571 869 874"> <thead> <tr> <th>担当官署</th> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">茨城県土木部河川課</td> <td>土浦土木事務所</td> <td rowspan="5">メール及びFAX</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦河川事務所</td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> </tr> <tr> <td>土浦市</td> </tr> <tr> <td>つくば市</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">水戸地方気象台</td> <td>阿見町</td> <td rowspan="4">専用回線</td> </tr> <tr> <td>県（防災・危機管理課）</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会</td> </tr> <tr> <td>NTT五反田センター※1</td> </tr> <tr> <td>総務省消防庁</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：NTT五反田センターへの伝達は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。</p>	担当官署	伝達先	伝達方法	茨城県土木部河川課	土浦土木事務所	メール及びFAX	霞ヶ浦河川事務所	茨城県警察本部	土浦市	つくば市	水戸地方気象台	阿見町	専用回線	県（防災・危機管理課）	日本放送協会	NTT五反田センター※1	総務省消防庁		<p>(2) 県が管理する河川の洪水予報 茨城県土木部河川課と水戸地方気象台が共同で発表する利根川水系桜川洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）は、県土木部河川課が土木事務所を通じて関係市町村に通報するものとする（警戒レベル2～5に相当する）。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。</p> <p>利根川水系桜川洪水予報の伝達先</p> <table border="1" data-bbox="958 571 1720 874"> <thead> <tr> <th>担当官署</th> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">茨城県土木部河川課</td> <td>土浦土木事務所</td> <td rowspan="5">メール及びFAX</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦河川事務所</td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> </tr> <tr> <td>土浦市</td> </tr> <tr> <td>つくば市</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">水戸地方気象台</td> <td>阿見町</td> <td rowspan="4">専用回線</td> </tr> <tr> <td>県（防災・危機管理課）</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会</td> </tr> <tr> <td>NTT五反田センター※1</td> </tr> <tr> <td>気象庁</td> <td>総務省消防庁</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：NTT五反田センターへの伝達は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。</p>	担当官署	伝達先	伝達方法	茨城県土木部河川課	土浦土木事務所	メール及びFAX	霞ヶ浦河川事務所	茨城県警察本部	土浦市	つくば市	水戸地方気象台	阿見町	専用回線	県（防災・危機管理課）	日本放送協会	NTT五反田センター※1	気象庁	総務省消防庁		74	水戸地方気象台から伝達するのは茨城県のみで他の関係機関は気象庁からの伝達となるため。（水戸地方気象台）
担当官署	伝達先	伝達方法																																						
茨城県土木部河川課	土浦土木事務所	メール及びFAX																																						
	霞ヶ浦河川事務所																																							
	茨城県警察本部																																							
	土浦市																																							
	つくば市																																							
水戸地方気象台	阿見町	専用回線																																						
	県（防災・危機管理課）																																							
	日本放送協会																																							
	NTT五反田センター※1																																							
総務省消防庁																																								
担当官署	伝達先	伝達方法																																						
茨城県土木部河川課	土浦土木事務所	メール及びFAX																																						
	霞ヶ浦河川事務所																																							
	茨城県警察本部																																							
	土浦市																																							
	つくば市																																							
水戸地方気象台	阿見町	専用回線																																						
	県（防災・危機管理課）																																							
	日本放送協会																																							
	NTT五反田センター※1																																							
気象庁	総務省消防庁																																							

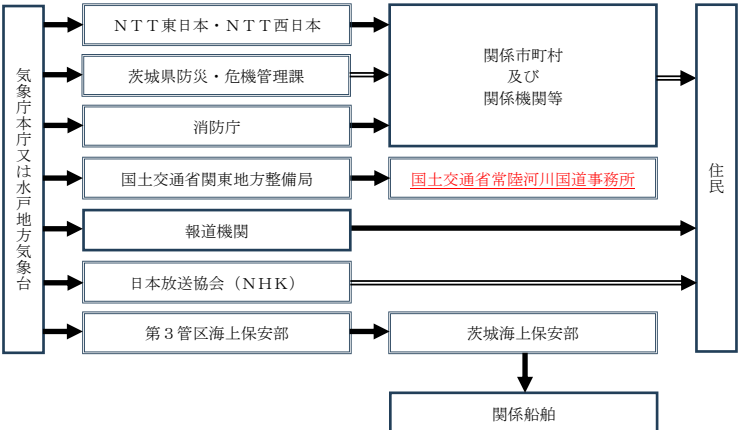
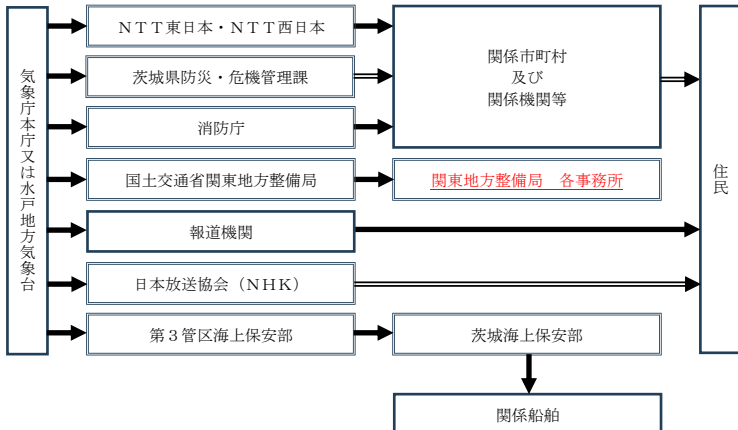
茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p style="text-align: center;">伝達系統図（例：那珂川、久慈川）</p> <p>関東地方整備局 水災害予報センター マイクロ→83-3861 FAX →83-3798 N T T →048-600-1947 NFAX →048-600-1428</p> <p>常陸河川国道事務所 流域治水課 マイクロ→723-351~358 FAX → 723-359 N T T →029-240-4069 NFAX →029-240-4086</p> <p>水戸地方気象台 N T T →029-224-1105 NFAX →029-227-5230</p> <p>茨城県河川課 マイクロ→ 83-765-4490 FAX → 83-765-4499 N T T → 029-301-1367 NFAX → 029-301-4499</p> <p>久慈川上流出張所(久慈川) N T T → 0295-52-0621 NFAX → 0295-52-0661</p> <p>久慈川下流出張所(久慈川) N T T → 0294-72-4042 NFAX → 0294-72-1646</p> <p>那珂出張所(那珂川) N T T → 029-289-4671 NFAX → 029-289-4672</p> <p>水戸出張所(那珂川) N T T → 029-221-2794 NFAX → 029-221-2859</p> <p>茨城県防災・危機管理課 N T T → 029-301-2885 NFAX → 029-301-2898</p> <p>日本放送協会 N T T → 029-232-9830 NFAX → 029-226-7300</p> <p>総務省消防庁</p> <p>住民</p> <p>凡例 ===== 気象庁通信系 - - - - 専用線 - - - - 公衆網 - - - - 専用電話 - - - - 加入電話線 - - - - テレビ・ラジオ等</p>	<p style="text-align: center;">伝達系統図（例：那珂川、久慈川）</p> <p>関東地方整備局 水災害予報センター マイクロ→83-3861 FAX →83-3798 N T T →048-600-1947 NFAX →048-600-1428</p> <p>常陸河川国道事務所 流域治水課 マイクロ→83-723-304 83-723-351~358 FAX →83-723-359 N T T →029-240-4069 NFAX →029-240-4086</p> <p>水戸地方気象台 N T T →029-224-1106 NFAX →029-227-5230</p> <p>茨城県河川課 マイクロ→ 83-765-4490 FAX → 83-765-4499 N T T → 029-301-1367 NFAX → 029-301-4499</p> <p>久慈川上流出張所(久慈川) N T T → 0295-52-0621 NFAX → 0295-52-0661</p> <p>久慈川下流出張所(久慈川) N T T → 0294-72-4042 NFAX → 0294-72-1646</p> <p>那珂出張所(那珂川) N T T → 029-289-4671 NFAX → 029-289-4672</p> <p>水戸出張所(那珂川) N T T → 029-221-2794 NFAX → 029-221-2859</p> <p>茨城県防災・危機管理課 N T T → 029-301-2885 NFAX → 029-301-2898</p> <p>日本放送協会 N T T → 029-232-9830 NFAX → 029-226-7300</p> <p>総務省消防庁</p> <p>住民</p> <p>凡例 ===== 気象庁通信系 - - - - 専用線 - - - - 公衆網 - - - - 専用電話 - - - - 加入電話線 - - - - テレビ・ラジオ等</p>	<p>76</p>	<p>伝達系統図において電話番号に変更があったため。（水戸地方気象台）</p> <p>連絡先修正（常陸河川国道事務所）</p>

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元																								
<p>(3) 指定河川洪水予報の種類、<u>表題</u>と概要</p> <table border="1" data-bbox="107 272 880 772"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の参考とする。危険な場所から避難する必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(4) 水位情報周知河川の水位情報等 (略)</p>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の参考とする。危険な場所から避難する必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	<p>(3) 指定河川洪水予報の種類、<u>標題</u>と概要</p> <table border="1" data-bbox="958 272 1731 772"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(4) 水位情報周知河川の水位情報等 (略)</p>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	77	誤植のため。（水戸地方气象台）
種類	標題	概要																									
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。																									
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の参考とする。危険な場所から避難する必要とされる警戒レベル4に相当。																									
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。																									
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																										
種類	標題	概要																									
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。																									
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。																									
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。																									
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																										
<p>11 火災気象通報</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 通報の基準 毎朝（5時頃）、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この通報において、火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として<u>以下のとおり</u>「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。また、定時通報後、予想に変化があった場合は、定時通報と同様の形式で通報を行う。</p>	<p>11 火災気象通報</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 通報の基準 毎朝（5時頃）、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この通報において、火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として<u> </u>「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。また、定時通報後、予想に変化があった場合は、定時通報と同様の形式で通報を行う。</p>	78	指定する箇所が存在しないため。（水戸地方气象台）																								

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p>14 特別警報・警報・注意報の伝達</p> <p>(1) 水戸地方気象台関係 水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する</p>  <p>(注略)</p> <p>(2) 県関係 (略)</p> <p>(3) <u>日本電信電話株式会社</u>（NTT東日本又はNTT西日本）関係 気象庁本庁又は水戸地方気象台からNTT東日本・NTT西日本に通報された警報は、関係の各市町村に伝達される。 この場合警報の種類だけで内容については伝達されない。</p> <p>(後略)</p> <p>(4) 日本放送協会（NHK）関係 (略)</p> <p>(5) 県警察本部関係 (略)</p>	<p>14 特別警報・警報・注意報の伝達</p> <p>(1) 水戸地方気象台関係 水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する</p>  <p>(注略)</p> <p>(2) 県関係 (略)</p> <p>(3) <u>NTT株式会社</u>（NTT東日本又はNTT西日本）関係 気象庁本庁又は水戸地方気象台からNTT東日本・NTT西日本に通報された警報は、関係の各市町村に伝達される。 この場合警報の種類だけで内容については伝達されない。</p> <p>(後略)</p> <p>(4) 日本放送協会（NHK）関係 (略)</p> <p>(5) 県警察本部関係 (略)</p>	<p>78</p> <p>81</p>	<p>「常陸河川国道事務所」以外にも伝達（常陸河川国道事務所）</p> <p>社名変更に伴う修正 （NTT東日本株式会社）</p>

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p>(6) この外、主な官公庁には水戸地方気象台から直接通報している。</p>	<p>(6) この外、主な官公庁には水戸地方気象台から直接通報している。</p>		
<p>第4節 災害情報の収集・伝達</p>	<p>第4節 災害情報の収集・伝達</p>		
<p>2 被害情報・措置情報の収集・伝達</p>	<p>2 被害情報・措置情報の収集・伝達</p>		
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>		
<p>(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法</p>	<p>(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法</p>		
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>		
<p>4) 情報収集・伝達系統4 (ライフライン被害)</p>	<p>4) 情報収集・伝達系統4 (ライフライン被害)</p>	87	グループ会社合併・分社化による社名変更 (株式会社エナジー宇宙)
<p>(後略)</p>	<p>(後略)</p>		

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p align="center"><u>(新規)</u></p>	<p align="center">第5節 災害救助法の適用</p> <p align="center"><u>市町村単位の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。</u></p> <p>1 被害状況の把握及び認定</p> <p><u>市町村は、救助法の適用に当たって被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。</u></p> <p><u>(1) 被災世帯の算定</u></p> <p><u>被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯を1世帯とし、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては1/3世帯とみなして算定する。</u></p> <p><u>(2) 住家の滅失等の算定</u></p> <p><u>1) 住家の全壊、全焼、流失</u></p> <p><u>住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</u></p> <p><u>2) 住家の半壊、半焼</u></p> <p><u>住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</u></p> <p><u>3) 住家の床上浸水</u></p> <p><u>1) 及び2) に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。</u></p> <p><u>(3) 住家及び世帯の単位</u></p> <p><u>1) 住家</u></p>	<p align="center">90</p>	<p>災害応急対策を迅速かつ的確に進めるため、災害救助法の適用について追記し、取り扱いを明確化（防災・危機管理課）</p>

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元																								
	<p><u>現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。</u></p> <p><u>2) 世帯</u> <u>生計を一にしている実際の生活単位をいう。</u></p> <p>2 救助法の適用基準 <u>救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによるが、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたとき、市町村単位にその適用地域を指定し実施する。</u></p> <p><u>(1) 市町村における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の表に示す世帯以上に達したとき。（救助法施行令第1条第1項第1号）</u></p> <p><u>令別表第1</u></p> <table border="1" data-bbox="1010 836 1621 1150"> <thead> <tr> <th colspan="2"><u>市町村の人口</u></th> <th><u>住家滅失世帯数</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><u>5,000人未満</u></td> <td><u>30世帯</u></td> </tr> <tr> <td><u>5,000人以上</u></td> <td><u>15,000 "</u></td> <td><u>40 "</u></td> </tr> <tr> <td><u>15,000 "</u></td> <td><u>30,000 "</u></td> <td><u>50 "</u></td> </tr> <tr> <td><u>30,000 "</u></td> <td><u>50,000 "</u></td> <td><u>60 "</u></td> </tr> <tr> <td><u>50,000 "</u></td> <td><u>100,000 "</u></td> <td><u>80 "</u></td> </tr> <tr> <td><u>100,000 "</u></td> <td><u>300,000 "</u></td> <td><u>100 "</u></td> </tr> <tr> <td><u>300,000 "</u></td> <td></td> <td><u>150 "</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の表第2に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の表第3以上であること。（救助法施行令第1条第1項第2号）</u></p> <p><u>令別表第2</u></p>	<u>市町村の人口</u>		<u>住家滅失世帯数</u>	<u>5,000人未満</u>		<u>30世帯</u>	<u>5,000人以上</u>	<u>15,000 "</u>	<u>40 "</u>	<u>15,000 "</u>	<u>30,000 "</u>	<u>50 "</u>	<u>30,000 "</u>	<u>50,000 "</u>	<u>60 "</u>	<u>50,000 "</u>	<u>100,000 "</u>	<u>80 "</u>	<u>100,000 "</u>	<u>300,000 "</u>	<u>100 "</u>	<u>300,000 "</u>		<u>150 "</u>		
<u>市町村の人口</u>		<u>住家滅失世帯数</u>																									
<u>5,000人未満</u>		<u>30世帯</u>																									
<u>5,000人以上</u>	<u>15,000 "</u>	<u>40 "</u>																									
<u>15,000 "</u>	<u>30,000 "</u>	<u>50 "</u>																									
<u>30,000 "</u>	<u>50,000 "</u>	<u>60 "</u>																									
<u>50,000 "</u>	<u>100,000 "</u>	<u>80 "</u>																									
<u>100,000 "</u>	<u>300,000 "</u>	<u>100 "</u>																									
<u>300,000 "</u>		<u>150 "</u>																									

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元																																				
	<table border="1" data-bbox="1010 236 1621 432"> <thead> <tr> <th>都道府県の区域内の人口</th> <th>住家減失世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000,000人未満</td> <td>1,000世帯</td> </tr> <tr> <td>1,000,000人以上 2,000,000 "</td> <td>1,500 "</td> </tr> <tr> <td>2,000,000 " 3,000,000 "</td> <td>2,000 "</td> </tr> <tr> <td>3,000,000 "</td> <td>2,500 "</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="983 475 1115 502">令別表第3</p> <table border="1" data-bbox="1010 505 1621 818"> <thead> <tr> <th>市町村の人口</th> <th>住家減失世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人未満</td> <td>15世帯</td> </tr> <tr> <td>5,000人以上 15,000 "</td> <td>20 "</td> </tr> <tr> <td>15,000 " 30,000 "</td> <td>25 "</td> </tr> <tr> <td>30,000 " 50,000 "</td> <td>30 "</td> </tr> <tr> <td>50,000 " 100,000 "</td> <td>40 "</td> </tr> <tr> <td>100,000 " 300,000 "</td> <td>50 "</td> </tr> <tr> <td>300,000 "</td> <td>75 "</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="958 861 1731 1002">(3) <u>当該市町村の区域を包括する都道府県の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数あること。（救助法施行令第1条第1項第3号）</u></p> <p data-bbox="983 1050 1115 1077">令別表第4</p> <table border="1" data-bbox="1010 1080 1621 1276"> <thead> <tr> <th>都道府県の区域内の人口</th> <th>住家減失世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000,000人未満</td> <td>5,000世帯</td> </tr> <tr> <td>1,000,000人以上 2,000,000 "</td> <td>7,000 "</td> </tr> <tr> <td>2,000,000 " 3,000,000 "</td> <td>9,000 "</td> </tr> <tr> <td>3,000,000 "</td> <td>12,000 "</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="958 1319 1742 1425">(4) <u>市町村の被害が(1)(2)及び(3)に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が減失した場合、又は多数の者が</u></p>	都道府県の区域内の人口	住家減失世帯数	1,000,000人未満	1,000世帯	1,000,000人以上 2,000,000 "	1,500 "	2,000,000 " 3,000,000 "	2,000 "	3,000,000 "	2,500 "	市町村の人口	住家減失世帯数	5,000人未満	15世帯	5,000人以上 15,000 "	20 "	15,000 " 30,000 "	25 "	30,000 " 50,000 "	30 "	50,000 " 100,000 "	40 "	100,000 " 300,000 "	50 "	300,000 "	75 "	都道府県の区域内の人口	住家減失世帯数	1,000,000人未満	5,000世帯	1,000,000人以上 2,000,000 "	7,000 "	2,000,000 " 3,000,000 "	9,000 "	3,000,000 "	12,000 "		
都道府県の区域内の人口	住家減失世帯数																																						
1,000,000人未満	1,000世帯																																						
1,000,000人以上 2,000,000 "	1,500 "																																						
2,000,000 " 3,000,000 "	2,000 "																																						
3,000,000 "	2,500 "																																						
市町村の人口	住家減失世帯数																																						
5,000人未満	15世帯																																						
5,000人以上 15,000 "	20 "																																						
15,000 " 30,000 "	25 "																																						
30,000 " 50,000 "	30 "																																						
50,000 " 100,000 "	40 "																																						
100,000 " 300,000 "	50 "																																						
300,000 "	75 "																																						
都道府県の区域内の人口	住家減失世帯数																																						
1,000,000人未満	5,000世帯																																						
1,000,000人以上 2,000,000 "	7,000 "																																						
2,000,000 " 3,000,000 "	9,000 "																																						
3,000,000 "	12,000 "																																						

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
	<p><u>生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当したとき。（救助法施行令第1条第1項第3号後段及び同第4号）</u></p> <p><u>〔災害救助法施行令第1条第1項第4号に基づく災害救助法の迅速な適用について〕</u></p> <p><u>上記第4号に該当するか否かの判断に際しては、住家の滅失数等の把握が困難な場合であっても、以下の条件を参考に速やかに適用を検討する。</u></p> <p><u>① 県災害対策本部及び市町村災害対策本部が設置されていること。</u></p> <p><u>② 現に住家被害が発生している、又は発生する蓋然性が高いこと。</u></p> <p><u>③ 避難所が開設され、避難生活が継続すると見込まれること（大規模停電、断水、孤立集落等を含む）。</u></p> <p><u>上記①～③のすべて、又は①と②若しくは③に該当する場合には、被災者の早期生活再建及び社会秩序の保全を図るため、4号基準の適用を速やかに行う。</u></p> <p><u>なお、上記①～③に該当しない場合であっても、随時、内閣府と協議の上、救助法の適用を判断する。</u></p>		
<p style="text-align: center;">第5節 通信</p> <p>3 公衆電気通信設備が利用できない場合</p> <p>(1) 他機関の通信設備の使用等 (略)</p> <p>(2) 非常通信の利用</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p>	<p style="text-align: center;">第6節 通信</p> <p>3 公衆電気通信設備が利用できない場合</p> <p>(1) 他機関の通信設備の使用等 (略)</p> <p>(2) 非常通信の利用</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p>		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元																																																																																																																																																		
<p>イ 取扱い無線局</p> <p>官公庁、会社、船舶、アマチュアなどの総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。</p> <p>なお、県内で非常通信を取扱う無線局を有する主な機関は、次のとおりである。</p>	<p>イ 取扱い無線局</p> <p>官公庁、会社、船舶、アマチュアなどの総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。</p> <p>なお、県内で非常通信を取扱う無線局を有する主な機関は、次のとおりである。</p>	94	<p>社名変更に伴う修正（NTT東日本株式会社）</p> <p>県内他事務所を反映（常陸河川国道事務所）</p> <p>誤記修正（東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社）</p>																																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>連絡担当課等</th> <th>所在地及び電話番号</th> <th>郵便番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話株式会社茨城支店</td> <td>災害対策室</td> <td>水戸市北見町8-8 029(232)4825</td> <td>310-0061</td> </tr> <tr> <td>関東管区警察局茨城県情報通信部</td> <td>機動通信課</td> <td>水戸市笠原町978-6 029(301)0110 (内)6061</td> <td>310-8550</td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> <td>通信指令課</td> <td>〃 〃 (内)3641</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>国土交通省下館河川事務所</td> <td>計画課</td> <td>筑西市二本成1753 0296(25)2173</td> <td>308-0841</td> </tr> <tr> <td>国土交通省常陸河川国道事務所</td> <td>防災課</td> <td>水戸市千波町1962-2 029(240)4074</td> <td>310-0851</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追記)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追記)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道株式会社水戸支社</td> <td>水戸信号通信設備技術センター</td> <td>水戸市三の丸1-4-47 029(227)3762</td> <td>310-0011</td> </tr> <tr> <td>茨城県無線漁業協同組合</td> <td>参事</td> <td>水戸市三の丸1-1-33 029(231)6592</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">茨 城 県</td> <td>防災・危機管理課</td> <td>水戸市笠原町978-6 029(301)2885</td> <td>310-8555</td> </tr> <tr> <td>河川課</td> <td>〃 029(301)4490</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>水産試験場漁業無線局</td> <td>ひたちなか市新光町51 029(273)7911</td> <td>312-0005</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社</td> <td>茨城通信ネットワーク運用総括グループ</td> <td>水戸市南町2丁目6-2 029(387)3121</td> <td>310-0021</td> </tr> <tr> <td>日本アマチュア無線連盟茨城県支部</td> <td>支部長</td> <td>土浦市小岩田西1-6-3 029-824-4451</td> <td>300-0833</td> </tr> <tr> <td>日立市天気相談所</td> <td>所長</td> <td>日立市助川町1-1-1 0294(22)5520</td> <td>317-0065</td> </tr> <tr> <td>NHK水戸放送局</td> <td>技 術</td> <td>水戸市大町3-4-4 029(232)9841</td> <td>310-8567</td> </tr> <tr> <td>株式会社 LuckyFM茨城放送</td> <td>報道広報事業部</td> <td>水戸市千波町2084-2 029(244)3991</td> <td>310-8505</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社茨城県支部</td> <td>事業推進課</td> <td>水戸市小吹町2551 029(241)4516</td> <td>310-0914</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号	東日本電信電話株式会社茨城支店	災害対策室	水戸市北見町8-8 029(232)4825	310-0061	関東管区警察局茨城県情報通信部	機動通信課	水戸市笠原町978-6 029(301)0110 (内)6061	310-8550	茨城県警察本部	通信指令課	〃 〃 (内)3641	〃	国土交通省下館河川事務所	計画課	筑西市二本成1753 0296(25)2173	308-0841	国土交通省常陸河川国道事務所	防災課	水戸市千波町1962-2 029(240)4074	310-0851		(追記)				(追記)			東日本旅客鉄道株式会社水戸支社	水戸信号通信設備技術センター	水戸市三の丸1-4-47 029(227)3762	310-0011	茨城県無線漁業協同組合	参事	水戸市三の丸1-1-33 029(231)6592	〃	茨 城 県	防災・危機管理課	水戸市笠原町978-6 029(301)2885	310-8555	河川課	〃 029(301)4490	〃	水産試験場漁業無線局	ひたちなか市新光町51 029(273)7911	312-0005	東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社	茨城通信ネットワーク運用総括グループ	水戸市南町2丁目6-2 029(387)3121	310-0021	日本アマチュア無線連盟茨城県支部	支部長	土浦市小岩田西1-6-3 029-824-4451	300-0833	日立市天気相談所	所長	日立市助川町1-1-1 0294(22)5520	317-0065	NHK水戸放送局	技 術	水戸市大町3-4-4 029(232)9841	310-8567	株式会社 LuckyFM茨城放送	報道広報事業部	水戸市千波町2084-2 029(244)3991	310-8505	日本赤十字社茨城県支部	事業推進課	水戸市小吹町2551 029(241)4516	310-0914	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>連絡担当課等</th> <th>所在地及び電話番号</th> <th>郵便番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT東日本株式会社茨城支店</td> <td>災害対策室</td> <td>水戸市北見町8-8 029(232)4825</td> <td>310-0061</td> </tr> <tr> <td>関東管区警察局茨城県情報通信部</td> <td>機動通信課</td> <td>水戸市笠原町978-6 029(301)0110 (内)6061</td> <td>310-8550</td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> <td>通信指令課</td> <td>〃 〃 (内)3641</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>国土交通省下館河川事務所</td> <td>管 理 課</td> <td>筑西市二本成1753 0296(25)2169 (内)390</td> <td>308-0841</td> </tr> <tr> <td>国土交通省常陸河川国道事務所</td> <td>情報技術課</td> <td>水戸市千波町1962-2 029(215)9692 (内)251</td> <td>310-0851</td> </tr> <tr> <td>国土交通省霞ヶ浦河川事務所</td> <td>管 理 課</td> <td>潮来市潮来3510 0299(63)2418 (内)334</td> <td>311-2424</td> </tr> <tr> <td>国土交通省霞ヶ浦導入工事事務所</td> <td>工務第二課</td> <td>土浦市下高津2-1-3 029(822)3441 (内)410</td> <td>300-0812</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道株式会社水戸支社</td> <td>水戸信号通信設備技術センター</td> <td>水戸市三の丸1-4-47 029(227)3762</td> <td>310-0011</td> </tr> <tr> <td>茨城県無線漁業協同組合</td> <td>参事</td> <td>水戸市三の丸1-1-33 029(231)6592</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">茨 城 県</td> <td>防災・危機管理課</td> <td>水戸市笠原町978-6 029(301)2885</td> <td>310-8555</td> </tr> <tr> <td>河川課</td> <td>〃 029(301)4490</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>水産試験場漁業無線局</td> <td>ひたちなか市新光町51 029(273)7911</td> <td>312-0005</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社</td> <td>茨城通信ネットワーク運用総括グループ</td> <td>水戸市南町2丁目6-2 029(231)3252</td> <td>310-0021</td> </tr> <tr> <td>日本アマチュア無線連盟茨城県支部</td> <td>支部長</td> <td>土浦市小岩田西1-6-3 029-824-4451</td> <td>300-0833</td> </tr> <tr> <td>日立市天気相談所</td> <td>所長</td> <td>日立市助川町1-1-1 0294(22)5520</td> <td>317-0065</td> </tr> <tr> <td>NHK水戸放送局</td> <td>技 術</td> <td>水戸市大町3-4-4 029(232)9841</td> <td>310-8567</td> </tr> <tr> <td>株式会社 LuckyFM茨城放送</td> <td>報道広報事業部</td> <td>水戸市千波町2084-2 029(244)3991</td> <td>310-8505</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社茨城県支部</td> <td>事業推進課</td> <td>水戸市小吹町2551 029(241)4516</td> <td>310-0914</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号	NTT東日本株式会社茨城支店	災害対策室	水戸市北見町8-8 029(232)4825	310-0061	関東管区警察局茨城県情報通信部	機動通信課	水戸市笠原町978-6 029(301)0110 (内)6061	310-8550	茨城県警察本部	通信指令課	〃 〃 (内)3641	〃	国土交通省下館河川事務所	管 理 課	筑西市二本成1753 0296(25)2169 (内)390	308-0841	国土交通省常陸河川国道事務所	情報技術課	水戸市千波町1962-2 029(215)9692 (内)251	310-0851	国土交通省霞ヶ浦河川事務所	管 理 課	潮来市潮来3510 0299(63)2418 (内)334	311-2424	国土交通省霞ヶ浦導入工事事務所	工務第二課	土浦市下高津2-1-3 029(822)3441 (内)410	300-0812	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社	水戸信号通信設備技術センター	水戸市三の丸1-4-47 029(227)3762	310-0011	茨城県無線漁業協同組合	参事	水戸市三の丸1-1-33 029(231)6592	〃	茨 城 県	防災・危機管理課	水戸市笠原町978-6 029(301)2885	310-8555	河川課	〃 029(301)4490	〃	水産試験場漁業無線局	ひたちなか市新光町51 029(273)7911	312-0005	東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社	茨城通信ネットワーク運用総括グループ	水戸市南町2丁目6-2 029(231)3252	310-0021	日本アマチュア無線連盟茨城県支部	支部長	土浦市小岩田西1-6-3 029-824-4451	300-0833	日立市天気相談所	所長	日立市助川町1-1-1 0294(22)5520	317-0065	NHK水戸放送局	技 術	水戸市大町3-4-4 029(232)9841	310-8567	株式会社 LuckyFM茨城放送	報道広報事業部	水戸市千波町2084-2 029(244)3991	310-8505	日本赤十字社茨城県支部	事業推進課	水戸市小吹町2551 029(241)4516	310-0914
機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号																																																																																																																																																		
東日本電信電話株式会社茨城支店	災害対策室	水戸市北見町8-8 029(232)4825	310-0061																																																																																																																																																		
関東管区警察局茨城県情報通信部	機動通信課	水戸市笠原町978-6 029(301)0110 (内)6061	310-8550																																																																																																																																																		
茨城県警察本部	通信指令課	〃 〃 (内)3641	〃																																																																																																																																																		
国土交通省下館河川事務所	計画課	筑西市二本成1753 0296(25)2173	308-0841																																																																																																																																																		
国土交通省常陸河川国道事務所	防災課	水戸市千波町1962-2 029(240)4074	310-0851																																																																																																																																																		
	(追記)																																																																																																																																																				
	(追記)																																																																																																																																																				
東日本旅客鉄道株式会社水戸支社	水戸信号通信設備技術センター	水戸市三の丸1-4-47 029(227)3762	310-0011																																																																																																																																																		
茨城県無線漁業協同組合	参事	水戸市三の丸1-1-33 029(231)6592	〃																																																																																																																																																		
茨 城 県	防災・危機管理課	水戸市笠原町978-6 029(301)2885	310-8555																																																																																																																																																		
	河川課	〃 029(301)4490	〃																																																																																																																																																		
	水産試験場漁業無線局	ひたちなか市新光町51 029(273)7911	312-0005																																																																																																																																																		
東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社	茨城通信ネットワーク運用総括グループ	水戸市南町2丁目6-2 029(387)3121	310-0021																																																																																																																																																		
日本アマチュア無線連盟茨城県支部	支部長	土浦市小岩田西1-6-3 029-824-4451	300-0833																																																																																																																																																		
日立市天気相談所	所長	日立市助川町1-1-1 0294(22)5520	317-0065																																																																																																																																																		
NHK水戸放送局	技 術	水戸市大町3-4-4 029(232)9841	310-8567																																																																																																																																																		
株式会社 LuckyFM茨城放送	報道広報事業部	水戸市千波町2084-2 029(244)3991	310-8505																																																																																																																																																		
日本赤十字社茨城県支部	事業推進課	水戸市小吹町2551 029(241)4516	310-0914																																																																																																																																																		
機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号																																																																																																																																																		
NTT東日本株式会社茨城支店	災害対策室	水戸市北見町8-8 029(232)4825	310-0061																																																																																																																																																		
関東管区警察局茨城県情報通信部	機動通信課	水戸市笠原町978-6 029(301)0110 (内)6061	310-8550																																																																																																																																																		
茨城県警察本部	通信指令課	〃 〃 (内)3641	〃																																																																																																																																																		
国土交通省下館河川事務所	管 理 課	筑西市二本成1753 0296(25)2169 (内)390	308-0841																																																																																																																																																		
国土交通省常陸河川国道事務所	情報技術課	水戸市千波町1962-2 029(215)9692 (内)251	310-0851																																																																																																																																																		
国土交通省霞ヶ浦河川事務所	管 理 課	潮来市潮来3510 0299(63)2418 (内)334	311-2424																																																																																																																																																		
国土交通省霞ヶ浦導入工事事務所	工務第二課	土浦市下高津2-1-3 029(822)3441 (内)410	300-0812																																																																																																																																																		
東日本旅客鉄道株式会社水戸支社	水戸信号通信設備技術センター	水戸市三の丸1-4-47 029(227)3762	310-0011																																																																																																																																																		
茨城県無線漁業協同組合	参事	水戸市三の丸1-1-33 029(231)6592	〃																																																																																																																																																		
茨 城 県	防災・危機管理課	水戸市笠原町978-6 029(301)2885	310-8555																																																																																																																																																		
	河川課	〃 029(301)4490	〃																																																																																																																																																		
	水産試験場漁業無線局	ひたちなか市新光町51 029(273)7911	312-0005																																																																																																																																																		
東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社	茨城通信ネットワーク運用総括グループ	水戸市南町2丁目6-2 029(231)3252	310-0021																																																																																																																																																		
日本アマチュア無線連盟茨城県支部	支部長	土浦市小岩田西1-6-3 029-824-4451	300-0833																																																																																																																																																		
日立市天気相談所	所長	日立市助川町1-1-1 0294(22)5520	317-0065																																																																																																																																																		
NHK水戸放送局	技 術	水戸市大町3-4-4 029(232)9841	310-8567																																																																																																																																																		
株式会社 LuckyFM茨城放送	報道広報事業部	水戸市千波町2084-2 029(244)3991	310-8505																																																																																																																																																		
日本赤十字社茨城県支部	事業推進課	水戸市小吹町2551 029(241)4516	310-0914																																																																																																																																																		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後				R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
茨城海上保安部	警備救難課	ひたちなか市和田町3-4-16 029(262)4304	311-1214	茨城海上保安部	警備救難課	ひたちなか市和田町3-4-16 029(262)4304	311-1214		
日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	危機管理課	那珂郡東海村大字白方2-4 029(282)5100	319-1195	日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	危機管理課	那珂郡東海村大字白方2-4 029(282)5100	319-1195		
日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	危機管理課	那珂郡東海村大字村松4-33 029(282)1111	319-1194	日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	危機管理課	那珂郡東海村大字村松4-33 029(282)1111	319-1194		
日本原子力研究開発機構 大洗研究所	危機管理課	東茨城郡大洗町成田町4002番地 029(267)4141	311-1393	日本原子力研究開発機構 大洗研究所	危機管理課	東茨城郡大洗町成田町4002番地 029(267)4141	311-1393		
日本原子力発電 株式会社東海発電所	総務室 総務サブグループ	那珂郡東海村白方1-1 029(282)1211	319-1198	日本原子力発電 株式会社東海発電所	総務室 総務サブグループ	那珂郡東海村白方1-1 029(282)1211	319-1198		
(後略)				(後略)					
第6節 広報 (略)				第7節 広報 (略)				102	「第5節 災害救助法の適用」追記に伴う修正(防災・危機管理課)
第7節 消防活動				第8節 消防活動					
<p>6 救急業務</p> <p>消防機関が行う救急業務は、火災をはじめ交通事故、労働災害等の11種類について、傷病者の搬送を任務として実施しているが、近年、急病によるものが増加の傾向にある。救急医療体制の充実強化についての関係機関との十分な協力体制が必要であり、地域の実態に応じた体制の確立を図ることとしている。県内の救急医療体制及び救急自動車の保有台数は資料11-1及び資料11-2のとおりである。</p> <p>(後略)</p>				<p>6 救急業務</p> <p>消防機関が行う救急業務は、火災をはじめ交通事故、労働災害等の11種類について、傷病者の搬送を任務として実施しているが、近年、急病によるものが増加の傾向にある。救急医療体制の充実強化についての関係機関との十分な協力体制が必要であり、地域の実態に応じた体制の確立を図ることとしている。県内の救急医療体制及び救急自動車の保有台数は資料11-1及び資料11-3のとおりである。</p> <p>(後略)</p>				103	誤記修正(茨城西南広域消防本部)
第8節 水防				第9節 水防					
<p>2 指定水防管理団体</p> <p>水防法第4条に基づき水防上公共の安全に重大な関係があるとして知事の指定した水防管理団体は次のとおりである。</p> <p>(1) 潮来市</p> <p>(2) 稲敷地方広域市町村圏事務組合(龍ヶ崎市、利根町、河内</p>				<p>2 指定水防管理団体</p> <p>水防法第4条に基づき水防上公共の安全に重大な関係があるとして知事の指定した水防管理団体は次のとおりである。</p> <p>(1) 潮来市</p> <p>(2) 稲敷地方広域市町村圏事務組合(龍ヶ崎市、利根町、河内</p>				108	

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p>町、稲敷市)</p> <p>(3) 利根川水系県南水防事務組合（取手市、牛久市、龍ヶ崎市、つくばみらい市、つくば市)</p> <p>(4) 土浦市 (5) 古河市 (6) 利根川栗橋流域水防事務組合（五霞町)</p> <p>(7) 境町 (8) 坂東市 (9) 筑西市 (10) 結城市</p> <p>(11) 下妻市 (12) 常総市 (13) つくば市 (14) 茨城町</p> <p>(15) 那珂市 (16) 常陸大宮市 (17) 神栖市 (18) 水戸市</p> <p>(19) 常陸太田市 (20) 城里町 (21) ひたちなか市 (22) 北茨城市</p> <p>(23) 行方市 (24) 日立市 (25) つくばみらい市 (26) 高萩市</p> <p>(27) 八千代町 (28) 東海村 _____</p>	<p>町、稲敷市)</p> <p>(3) 利根川水系県南水防事務組合（取手市、牛久市、龍ヶ崎市、つくばみらい市、つくば市)</p> <p>(4) 土浦市 (5) 古河市 (6) 利根川栗橋流域水防事務組合（五霞町)</p> <p>(7) 境町 (8) 坂東市 (9) 筑西市 (10) 結城市</p> <p>(11) 下妻市 (12) 常総市 (13) つくば市 (14) 茨城町</p> <p>(15) 那珂市 (16) 常陸大宮市 (17) 神栖市 (18) 水戸市</p> <p>(19) 常陸太田市 (20) 城里町 (21) ひたちなか市 (22) 北茨城市</p> <p>(23) 行方市 (24) 日立市 (25) つくばみらい市 (26) 高萩市</p> <p>(27) 八千代町 (28) 東海村 <u>(29) 五霞町</u></p>		<p>誤記修正（龍ヶ崎市）</p> <p>指定水防管理団体の追加（監理課）</p>
<p style="text-align: center;">第9節 災害警備</p> <p>4 災害警備活動</p> <p>災害発生時に行う災害警備活動は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 被害状況の把握</p> <p>(2) 救出救助活動等</p> <p>(3) 避難誘導等</p> <p>(4) 二次災害の防止</p> <p>(5) 交通対策</p> <p>(6) 保安対策</p> <p>(7) 死体見分及び検視</p> <p>(8) 被災者等への情報の<u>発信</u></p> <p>(9) 感染防止対策</p>	<p style="text-align: center;">第10節 災害警備</p> <p>4 災害警備活動</p> <p>災害発生時に行う災害警備活動は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 被害状況の把握</p> <p>(2) 救出救助活動等</p> <p>(3) 避難誘導等</p> <p>(4) 二次災害の防止</p> <p>(5) 交通対策</p> <p>(6) 保安対策</p> <p>(7) 死体見分及び検視</p> <p>(8) 被災者等への情報の<u>伝達活動</u></p> <p>(9) 感染防止対策</p>	110	<p>「防災基本計画」「警察庁防災業務計画」の記載に合わせた修正（警備課）</p>

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p>第10節 交通計画 (中略)</p> <p>1 規制の種別等 (中略)</p> <p>道路情報連絡系統図</p> <p>第11節 避難 (略)</p>	<p>第11節 交通計画 (中略)</p> <p>1 規制の種別等 (中略)</p> <p>道路情報連絡系統図</p> <p>第12節 避難 (略)</p>	<p>111</p>	<p>茨城県内の直轄国道4号の管理者「宇都宮国道事務所」の追記（常陸河川国道事務所）</p>
<p>第11節 避難 (略)</p>	<p>第12節 避難 (略)</p>	<p>117</p>	<p>「第5節 災害救助法の適用」追記に伴う修正（防災・危機管理課）</p>

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p>第12節 食糧供給 (略)</p> <p>第13節 衣料・生活必需品等供給 (略)</p> <p>第14節 給水 (略)</p>	<p>第13節 食糧供給 (略)</p> <p>第14節 衣料・生活必需品等供給 (略)</p> <p>第15節 給水 (略)</p>		
<p>第15節 要配慮者安全確保対策</p> <p>5 在宅の要配慮者に対する安全確保対策</p> <p>(中略)</p> <p>(7) DWATの派遣 県に対して県内の被災市町村、国（厚生労働省）又は被災都道府県からDWATの派遣要請があった場合に、避難所^下の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害福祉支援ネットワークに対して避難所^へ DWATの派遣要請を行う。</p>	<p>第16節 要配慮者安全確保対策</p> <p>5 在宅の要配慮者に対する安全確保対策</p> <p>(中略)</p> <p>(7) DWATの派遣 県に対して県内の被災市町村、国（厚生労働省）又は被災都道府県からDWATの派遣要請があった場合に、避難所^等の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害福祉支援ネットワークに対して避難所^{の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ}DWATの派遣要請を行う。</p>	130	令和7年6月の災害救助法の改正に伴いDWATの活動範囲が拡大されたため。（福祉政策課）
<p>第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 (略)</p> <p>第17節 医療・助産 (略)</p> <p>第18節 防疫 (略)</p>	<p>第17節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 (略)</p> <p>第18節 医療・助産 (略)</p> <p>第19節 防疫 (略)</p>	130	「第5節 災害救助法の適用」追記に伴う修正（防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p align="center">第19節 災害廃棄物の処理 (略)</p>	<p align="center">第20節 災害廃棄物の処理 (略)</p>		
<p align="center">第20節 死体の搜索及び処理埋葬</p> <p>3 災害救助法による死体の搜索、処理及び埋葬 救助法を適用した場合の搜索、処理及び埋葬は同法及び同法施行細則等によるが、その概要は次のとおりである。</p> <p>(1) 死体の搜索</p> <p>ア 搜索を受ける者 行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者</p> <p>イ 搜索の方法 市町村住民の協力等により搜索に必要な機械、器具を借上げて実施する。</p> <p>ウ 費用の範囲及び限度額</p> <p>(ア) 費用の範囲 <u>機械器具の借上費、修繕費、燃料費</u></p> <p>(イ) 限度額 <u>当該地域における通常の実費</u></p> <p>エ 搜索の期間 災害発生の日から10日以内とする。</p> <p>(2) 死体の処理</p> <p>ア 死体の処理を行う場合 災害による社会混乱のため、死体の処理を行うことができない場合</p> <p>イ 死体の処理の方法</p> <p>(ア) 死体の一時保存のための施設等の設置、死体の洗浄、縫合、消毒、検案等を実施する。</p> <p>(イ) 検案は救護班が実施する。ただし、死体が多数の場合等、救護班によることができない場合は、一般開業の医師の協力を得て実施する。</p>	<p align="center">第21節 死体の搜索及び処理埋葬</p> <p>3 災害救助法による死体の搜索、処理及び埋葬 救助法を適用した場合の搜索、処理及び埋葬は同法及び同法施行細則等によるが、その概要は次のとおりである。</p> <p>(1) 死体の搜索</p> <p>ア 搜索を受ける者 行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者</p> <p>イ 搜索の方法 市町村住民の協力等により搜索に必要な機械、器具を借上げて実施する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>ウ 搜索の期間 災害発生の日から10日以内とする。</p> <p>(2) 死体の処理</p> <p>ア 死体の処理を行う場合 災害による社会混乱のため、死体の処理を行うことができない場合</p> <p>イ 死体の処理の方法</p> <p>(ア) 死体の一時保存のための施設等の設置、死体の洗浄、縫合、消毒、検案等を実施する。</p> <p>(イ) 検案は救護班が実施する。ただし、死体が多数の場合等、救護班によることができない場合は、一般開業の医師の協力を得て実施する。</p>	<p align="center">135</p>	<p>地震編に「費用の範囲及び限度額」の記載がないため、内容の統一を図る（防災・危機管理課）</p>

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元									
<p><u>ウ 費用の範囲及び限度額</u></p> <table border="1" data-bbox="136 272 882 469"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死体の洗浄、縫合、消毒等のための費用</td> <td>1体当たり 3,500円以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死体の一時保存のための費用</td> <td>既存建物の場合 通常の実費</td> </tr> <tr> <td>仮設物の場合 5,400円以内</td> </tr> <tr> <td>検案料（救護班以外の場合に限る。）</td> <td>慣行料金の額以内</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>エ 死体処理の期間</u> 災害発生の日から10日以内とする。</p> <p>(3) 埋葬</p> <p>ア 埋葬を行う場合</p> <p>(ア) 災害時の混乱の際に死亡した者</p> <p>(イ) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合</p> <p>イ 埋葬の方法</p> <p>埋葬の程度は応急的な仮葬とし、土葬又は火葬とする。</p> <p><u>ウ 費用の範囲及び限度額</u></p> <p><u>(ア) 費用の範囲</u> 火葬料、埋葬料、棺、骨つぼ</p> <p><u>(イ) 限度額</u> 大人（満12歳以上） 215,200円以内 小人（満12歳未満） 172,000円以内</p> <p><u>(ウ) 埋葬の期間</u> 災害発生の日から10日以内とする。</p>	区分	限度額	死体の洗浄、縫合、消毒等のための費用	1体当たり 3,500円以内	死体の一時保存のための費用	既存建物の場合 通常の実費	仮設物の場合 5,400円以内	検案料（救護班以外の場合に限る。）	慣行料金の額以内	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>ウ 死体処理の期間</u> 災害発生の日から10日以内とする。</p> <p>(3) 埋葬</p> <p>ア 埋葬を行う場合</p> <p>(ア) 災害時の混乱の際に死亡した者</p> <p>(イ) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合</p> <p>イ 埋葬の方法</p> <p>埋葬の程度は応急的な仮葬とし、土葬又は火葬とする。</p> <p><u>ウ 埋葬の期間</u> 災害発生の日から10日以内とする。</p>		
区分	限度額											
死体の洗浄、縫合、消毒等のための費用	1体当たり 3,500円以内											
死体の一時保存のための費用	既存建物の場合 通常の実費											
	仮設物の場合 5,400円以内											
検案料（救護班以外の場合に限る。）	慣行料金の額以内											
<p>第21節 障害物の除去 (略)</p> <p>第22節 輸送 (略)</p>	<p>第22節 障害物の除去 (略)</p> <p>第23節 輸送 (略)</p>		<p>「第5節 災害救助法の適用」追記に伴う修正（防災・危機管理課）</p>									

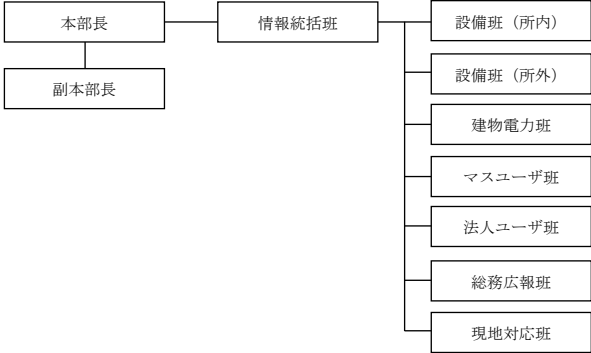
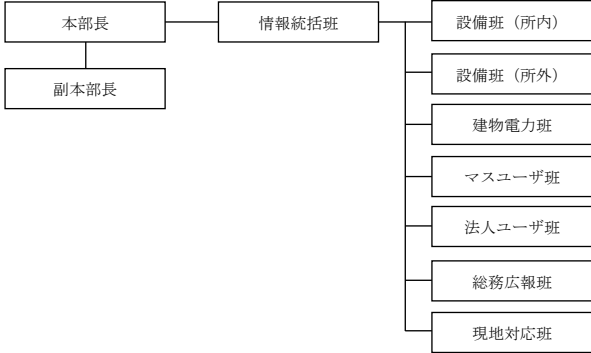
茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後		R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元																																								
<p>第23節 労務計画 (略)</p> <p>第24節 児童生徒等の安全確保・応急教育等 (略)</p>		<p>第24節 労務計画 (略)</p> <p>第25節 児童生徒等の安全確保・応急教育等 (略)</p>																																											
<p>第25節 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>第5 災害派遣の活動範囲 自衛隊の災害派遣の活動範囲は概ね次による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</td> </tr> <tr> <td>避難者の捜索・救助</td> <td>行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>消防活動</td> <td>火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。</td> </tr> <tr> <td>道路又は水路の啓開</td> <td>道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。</td> </tr> <tr> <td>応急医療、救護及び防疫</td> <td>被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</td> </tr> <tr> <td>給食及び給水</td> <td>被災者に対し、給食及び給水を</td> </tr> </tbody> </table>		項目	内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。	水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。	消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。	応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を	<p>第26節 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>第5 災害派遣の活動範囲 自衛隊の災害派遣の活動範囲は概ね次による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</td> </tr> <tr> <td>遭難者等の捜索救助</td> <td>行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>消防活動</td> <td>火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。</td> </tr> <tr> <td>道路又は水路の啓開</td> <td>道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。</td> </tr> <tr> <td>応急医療、救護及び防疫</td> <td>被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</td> </tr> <tr> <td>給食、給水及び入浴支援</td> <td>被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を</td> </tr> </tbody> </table>		項目	内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。	水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。	消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。	応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を	148	防災基本計画に示す内容と不整合のため（防衛省）
項目	内容																																												
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。																																												
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。																																												
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。																																												
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。																																												
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。																																												
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。																																												
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。																																												
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。																																												
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を																																												
項目	内容																																												
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。																																												
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。																																												
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。																																												
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。																																												
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。																																												
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。																																												
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。																																												
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。																																												
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を																																												

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後		R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
	施する。		施する。		
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」(S. 33. 総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。	救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」(S. 33. 総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。		
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。		
<u>通信支援</u>	<u>通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		
<u>広報活動</u>	<u>航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。		
第26節 応援・受援		第27節 応援・受援			
2 応援受入体制の確保 (1) 連絡体制の確保 (略) (2) 受入体制の確保 1) 連絡窓口の明確化 (略) 2) 受入施設の整備 知事及び市町村長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。 また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。 なお、他都道府県からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など <u>の確保に配慮するものとする。</u>		2 応援受入体制の確保 (1) 連絡体制の確保 (略) (2) 受入体制の確保 1) 連絡窓口の明確化 (略) 2) 受入施設の整備 知事及び市町村長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。 また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。 なお、他都道府県からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など <u>宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>		158	令和6年6月の防災基本計画の修正事項であるため。(内閣府防災計画担当)

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p align="center">第27節 農地農業</p> <p>災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策は本計画の定めるところによるものとする。</p> <p align="center">(後略)</p>	<p align="center">第28節 農地農業</p> <p>災害時、特に水害における農作物及び農地に対する応急対策は本計画の定めるところによるものとする。</p> <p align="center">(後略)</p>	160	用語を統一するため。 (農業経営課)
<p align="center">第28節 電力施設の復旧 (略)</p>	<p align="center">第29節 電力施設の復旧 (略)</p>	162	「第5節 災害救助法の適用」追記に伴う修正(防災・危機管理課)
<p>第29節 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画</p> <p>管内において災害が発生した場合、通信設備被害の早期復旧を図るための計画である。</p> <p>1 組織（茨城支店災害対策本部）</p> <p>東日本電信電話株式会社茨城支店災害対策本部組織図</p> 	<p>第30節 NTT東日本株式会社茨城支店の災害対策計画</p> <p>管内において災害が発生した場合、通信設備被害の早期復旧を図るための計画である。</p> <p>1 組織（茨城支店災害対策本部）</p> <p>NTT東日本株式会社茨城支店災害対策本部組織図</p> 	163	社名変更に伴う修正 (NTT東日本株式会社)
<p>第30節 株式会社NTTドコモ茨城支店の非常災害対策計画 (略)</p> <p>第31節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策 (略)</p>	<p>第31節 株式会社NTTドコモ茨城支店の非常災害対策計画 (略)</p> <p>第32節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策 (略)</p>	165	「第5節 災害救助法の適用」追記に伴う修正(防災・危機管理課)

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p>第32節 郵政事業に係る措置 (略)</p>	<p>第33節 郵政事業に係る措置 (略)</p>		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p style="text-align: center;">第3章 災害復旧計画 第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>第2 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 中小企業に関する特別の助成</p> <p>(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (略)</p> <p><u>(2) 廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例</u> <u>激甚災害を受けた中小企業者に対する、廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付金について、県は償還期間を2年以内において延長することができる。</u></p> <p>(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害復旧計画 第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>第2 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 中小企業に関する特別の助成</p> <p>(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (略)</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <hr style="border: 1px solid red;"/> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p>(2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>	173	<p>廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付金（H27.3当該法律廃止）については、既に償還期間を迎えてから年数が経過し、延長の対象となる貸付金が存在しないため。（産業政策課）</p>
<p style="text-align: center;">第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</p> <p>第1 農林漁業復旧資金</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</p> <p>第1 農林漁業復旧資金</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。</p>	176	<p>地震災害対策計画編と文言を統一するため。（農業経営課）</p>

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p>ア 貸付の相手方 被害農業者_____</p> <p>(後略)</p>	<p>ア 貸付の相手方 被害農業者<u>又は特別被害農業者</u></p> <p>(後略)</p>		
<p>第5 母子_父子_寡婦福祉資金</p> <p>「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子_父子_寡婦福祉資金の貸付を行う。</p> <p>(住宅資金)</p> <p>1 対象者 母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦</p> <p>2 貸付限度 150万円以内 (<u>特に必要と認められる</u> 場合200万円以内)</p> <p>3 償還期間 6月以内の据置期間経過後6年以内 (<u>特に必要と認められる</u> 場合7年以内)</p> <p>4 貸付利率 無利子（保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子）</p>	<p>第5 母子_父子_寡婦福祉資金</p> <p>「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子_父子_寡婦福祉資金の貸付を行う。</p> <p>(住宅資金)</p> <p>1 対象者 母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦</p> <p>2 貸付限度 150万円以内 (<u>災害等による増改築及び住宅建設・購入</u>の場合200万円以内)</p> <p>3 償還期間 6月以内の据置期間経過後6年以内 (<u>災害等による増改築及び住宅建設・購入</u>の場合7年以内)</p> <p>4 貸付利率 無利子（保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子）</p>	177	<p>・県予算書上の名称である「母子・父子・寡婦福祉資金」と統一するため。</p> <p>・令和7年6月16日付けこども家庭庁事務連絡で貸付限度額及び償還期間が明記されたため。（青少年家庭課）</p>
<p>第5節 その他の保護計画</p> <p>被害を受けた地域の民生を安定させるため、前各節に掲げるほか、被災地に対する次の対策を講ずるものとする。</p> <p>第1 被災者に対する<u>職業のあっせん</u></p> <p>1 公共職業安定所及び県は、被災により他に転職を希望する者に対して、本人の希望適性等を考慮し、就職の<u>あっせん</u>を行う。</p> <p>2 被災者の就職を<u>開拓</u>するため、職業訓練校において職業訓練を実施するよう努める。</p>	<p>第5節 その他の保護計画</p> <p>被害を受けた地域の民生を安定させるため、前各節に掲げるほか、被災地に対する次の対策を講ずるものとする。</p> <p>第1 被災者に対する<u>就職の支援</u></p> <p>1 公共職業安定所及び県は、被災により他に転職を希望する者に対して、本人の希望適性等を考慮し、就職の<u>支援</u>を行う。</p> <p>2 被災者の就職を<u>支援</u>するため、職業訓練校において職業訓練を実施するよう努める。</p>	186	<p>表現の修正（産業人材育成課）</p>

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p style="text-align: center;">第6節 防災関係機関の復旧計画</p> <p>第3 <u>東日本電信電話</u>株式会社茨城支店における災害復旧計画 (後略)</p>	<p style="text-align: center;">第6節 防災関係機関の復旧計画</p> <p>第3 <u>NTT東日本</u>株式会社茨城支店における災害復旧計画 (後略)</p>	<p style="text-align: center;">188</p>	<p>社名変更に伴う修正 (NTT東日本株式会社)</p>

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p style="text-align: center;">3 海上災害対策計画 第1章 災害予防 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の活動体制の整備 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略)</p> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県) ・「<u>災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定</u>」(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県) <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部) <p>(3) 茨城県沿岸排出油等防除協議会等の円滑な運営 (略)</p>	<p style="text-align: center;">3 海上災害対策計画 第1章 災害予防 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の活動体制の整備 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略)</p> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県) <hr style="border: 1px solid red;"/> <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部) <p>(3) 茨城県沿岸排出油等防除協議会等の円滑な運営 (略)</p>	193	協定廃止に伴う変更 (防災・危機管理課)

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p style="text-align: center;">4 航空災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 茨城県の航空状況</p> <p>本県には、非公共用飛行場が2か所（阿見、龍ヶ崎）、非公共用ヘリポートが2か所（前山下妻、茨城県庁）、自衛隊の飛行場が2か所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）、百里（航空自衛隊））及び茨城空港がある。また、本県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。</p>	<p style="text-align: center;">4 航空災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 茨城県の航空状況</p> <p>本県には、非公共用飛行場が2か所（阿見、龍ヶ崎）、非公共用ヘリポートが2か所（前山下妻、茨城県庁）、自衛隊の飛行場が2か所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）、百里（航空自衛隊））及び茨城空港がある。また、本県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。</p>	206	誤字修正（龍ヶ崎市）
<p style="text-align: center;">第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略)</p> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県） ・「<u>災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定</u>」（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県） <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村） ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部） <p style="text-align: center;">(後略)</p>	<p style="text-align: center;">第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略)</p> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県） <hr style="border: 1px solid red;"/> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村） ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部） <p style="text-align: center;">(後略)</p>	208	協定廃止に伴う変更 (防災・危機管理課)

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p style="text-align: center;">5 鉄道災害対策計画 第1章 災害予防 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県) ・「<u>災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定</u>」(福島県、茨城県、<u>栃木県、群馬県、新潟県</u>) <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部) <p style="text-align: center;">(後略)</p>	<p style="text-align: center;">5 鉄道災害対策計画 第1章 災害予防 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県) <hr style="border: 1px solid red;"/> <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部) <p style="text-align: center;">(後略)</p>	222	協定廃止に伴う変更 (防災・危機管理課)

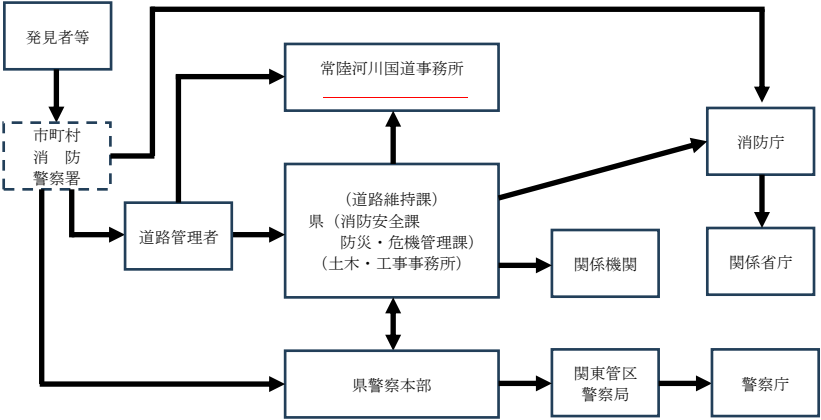
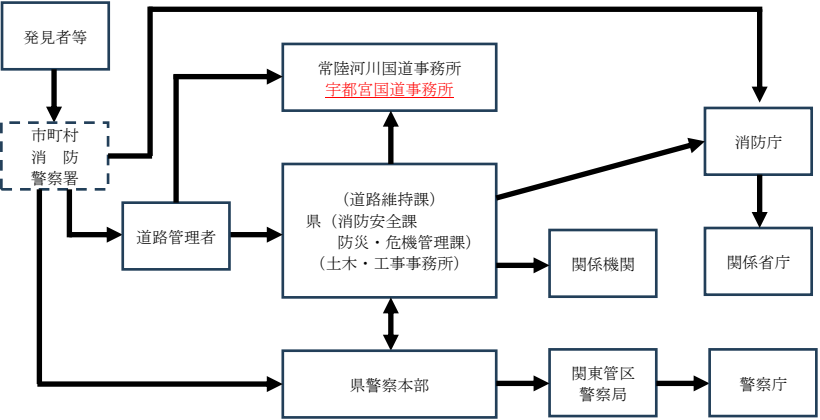
茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元																																																																																																																																																																												
<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策</p> <p>鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 鉄道災害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統 鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(図略)</p> <p style="text-align: center;">(連絡先一覧)</p> <table border="1" data-bbox="107 794 853 1385"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>昼夜の別</th> <th>電話番号</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 防 庁</td> <td>昼</td> <td>03-5253-7527</td> <td>応急対策室〔宿直室03-5253-7777〕</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>03-5253-7777</td> <td>宿直室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 東 運 輸 局</td> <td>昼</td> <td>045-211-7240</td> <td>鉄道部安全指導課</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td></td> <td>各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">茨 城 県</td> <td>昼</td> <td>029-301-2896</td> <td>防災・危機管理部消防安全課</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>029-301-2885</td> <td>防災・危機管理部防災・危機管理課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警 察 本 部</td> <td>昼</td> <td>029-301-0110 内線5751</td> <td>警備課</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>029-301-0110</td> <td>総合当直</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東日本旅客鉄道(株)</td> <td>昼</td> <td>029-225-3140</td> <td>水戸支社運輸部指令室</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鹿島臨海鉄道(株)</td> <td>昼</td> <td>029-267-5200</td> <td>運輸事業部 運輸事業部長</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">#</td> <td>029-267-5202</td> <td>大洗駅 CTC司令 (もしくは当直助役)</td> </tr> <tr> <td>029-822-3718</td> <td>鉄道部 鉄道部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 東 鉄 道 (株)</td> <td>昼</td> <td>0297-22-0451</td> <td>常総線運転司令室 運転司令室長</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>0297-22-0451</td> <td>常総線運転司令室 運転司令室長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ひたちなか海浜鉄 道 (株)</td> <td>昼</td> <td>029-262-2361</td> <td>管理部</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">真 岡 鐵 道 (株)</td> <td>昼</td> <td>0285-84-2911</td> <td>事業部 事業部長</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>同上</td> <td>真岡運転区 運転副長 (もしくは運転指令当番者)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日 本 貨 物 鉄 道 (株)</td> <td>昼</td> <td>03-3894-3891</td> <td>関東支社 輸送グループ 輸送第二係長 (司令)</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">首 都 圏 新 都 市 鉄 道 (株)</td> <td>昼</td> <td>03-5298-5752</td> <td>安全総括部企画調整課</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>0297-52-8311</td> <td>運輸部総合指令所</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	昼夜の別	電話番号	連絡先	消 防 庁	昼	03-5253-7527	応急対策室〔宿直室03-5253-7777〕	夜間	03-5253-7777	宿直室	関 東 運 輸 局	昼	045-211-7240	鉄道部安全指導課	夜間		各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話	茨 城 県	昼	029-301-2896	防災・危機管理部消防安全課	夜間	029-301-2885	防災・危機管理部防災・危機管理課	警 察 本 部	昼	029-301-0110 内線5751	警備課	夜間	029-301-0110	総合当直	東日本旅客鉄道(株)	昼	029-225-3140	水戸支社運輸部指令室	夜間	同上	同上	鹿島臨海鉄道(株)	昼	029-267-5200	運輸事業部 運輸事業部長	夜間	同上	同上	#	029-267-5202	大洗駅 CTC司令 (もしくは当直助役)	029-822-3718	鉄道部 鉄道部長	関 東 鉄 道 (株)	昼	0297-22-0451	常総線運転司令室 運転司令室長	夜間	0297-22-0451	常総線運転司令室 運転司令室長	ひたちなか海浜鉄 道 (株)	昼	029-262-2361	管理部	夜間	同上	同上	真 岡 鐵 道 (株)	昼	0285-84-2911	事業部 事業部長	夜間	同上	真岡運転区 運転副長 (もしくは運転指令当番者)	日 本 貨 物 鉄 道 (株)	昼	03-3894-3891	関東支社 輸送グループ 輸送第二係長 (司令)	夜間	同上	同上	首 都 圏 新 都 市 鉄 道 (株)	昼	03-5298-5752	安全総括部企画調整課	夜間	0297-52-8311	運輸部総合指令所	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策</p> <p>鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 鉄道災害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統 鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(図略)</p> <p style="text-align: center;">(連絡先一覧)</p> <table border="1" data-bbox="958 794 1704 1385"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>昼夜の別</th> <th>電話番号</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 防 庁</td> <td>昼</td> <td>03-5253-7527</td> <td>応急対策室〔宿直室03-5253-7777〕</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>03-5253-7777</td> <td>宿直室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 東 運 輸 局</td> <td>昼</td> <td>045-211-7240</td> <td>鉄道部安全指導課</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td></td> <td>各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">茨 城 県</td> <td>昼</td> <td>029-301-2896</td> <td>防災・危機管理部消防安全課</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>029-301-2885</td> <td>防災・危機管理部防災・危機管理課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警 察 本 部</td> <td>昼</td> <td>029-301-0110 内線5751</td> <td>警備課</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>029-301-0110</td> <td>総合当直</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東日本旅客鉄道(株)</td> <td>昼</td> <td>029-225-3140</td> <td>指令・サービス品質改革ユニット</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鹿島臨海鉄道(株)</td> <td>昼</td> <td>029-267-5200</td> <td>運輸事業部 運輸事業部長</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">#</td> <td>029-267-5202</td> <td>大洗駅 CTC司令 (もしくは当直助役)</td> </tr> <tr> <td>029-822-3718</td> <td>鉄道部 鉄道部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 東 鉄 道 (株)</td> <td>昼</td> <td>0297-22-0451</td> <td>常総線運転司令室 運転司令室長</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>0297-22-0451</td> <td>常総線運転司令室 運転司令室長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ひたちなか海浜鉄 道 (株)</td> <td>昼</td> <td>029-262-2361</td> <td>管理部</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">真 岡 鐵 道 (株)</td> <td>昼</td> <td>0285-84-2911</td> <td>事業部 事業部長</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>同上</td> <td>真岡運転区 運転副長 (もしくは運転指令当番者)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日 本 貨 物 鉄 道 (株)</td> <td>昼</td> <td>03-3894-3891</td> <td>関東支社 輸送グループ 輸送第二係長 (司令)</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">首 都 圏 新 都 市 鉄 道 (株)</td> <td>昼</td> <td>03-5298-5752</td> <td>安全総括部企画調整課</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>0297-52-8311</td> <td>運輸部総合指令所</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	昼夜の別	電話番号	連絡先	消 防 庁	昼	03-5253-7527	応急対策室〔宿直室03-5253-7777〕	夜間	03-5253-7777	宿直室	関 東 運 輸 局	昼	045-211-7240	鉄道部安全指導課	夜間		各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話	茨 城 県	昼	029-301-2896	防災・危機管理部消防安全課	夜間	029-301-2885	防災・危機管理部防災・危機管理課	警 察 本 部	昼	029-301-0110 内線5751	警備課	夜間	029-301-0110	総合当直	東日本旅客鉄道(株)	昼	029-225-3140	指令・サービス品質改革ユニット	夜間	同上	同上	鹿島臨海鉄道(株)	昼	029-267-5200	運輸事業部 運輸事業部長	夜間	同上	同上	#	029-267-5202	大洗駅 CTC司令 (もしくは当直助役)	029-822-3718	鉄道部 鉄道部長	関 東 鉄 道 (株)	昼	0297-22-0451	常総線運転司令室 運転司令室長	夜間	0297-22-0451	常総線運転司令室 運転司令室長	ひたちなか海浜鉄 道 (株)	昼	029-262-2361	管理部	夜間	同上	同上	真 岡 鐵 道 (株)	昼	0285-84-2911	事業部 事業部長	夜間	同上	真岡運転区 運転副長 (もしくは運転指令当番者)	日 本 貨 物 鉄 道 (株)	昼	03-3894-3891	関東支社 輸送グループ 輸送第二係長 (司令)	夜間	同上	同上	首 都 圏 新 都 市 鉄 道 (株)	昼	03-5298-5752	安全総括部企画調整課	夜間	0297-52-8311	運輸部総合指令所	225	社内の組織再編に伴う変更（東日本旅客鉄道株式会社水戸支社）
関係機関	昼夜の別	電話番号	連絡先																																																																																																																																																																												
消 防 庁	昼	03-5253-7527	応急対策室〔宿直室03-5253-7777〕																																																																																																																																																																												
	夜間	03-5253-7777	宿直室																																																																																																																																																																												
関 東 運 輸 局	昼	045-211-7240	鉄道部安全指導課																																																																																																																																																																												
	夜間		各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話																																																																																																																																																																												
茨 城 県	昼	029-301-2896	防災・危機管理部消防安全課																																																																																																																																																																												
	夜間	029-301-2885	防災・危機管理部防災・危機管理課																																																																																																																																																																												
警 察 本 部	昼	029-301-0110 内線5751	警備課																																																																																																																																																																												
	夜間	029-301-0110	総合当直																																																																																																																																																																												
東日本旅客鉄道(株)	昼	029-225-3140	水戸支社運輸部指令室																																																																																																																																																																												
	夜間	同上	同上																																																																																																																																																																												
鹿島臨海鉄道(株)	昼	029-267-5200	運輸事業部 運輸事業部長																																																																																																																																																																												
	夜間	同上	同上																																																																																																																																																																												
#	029-267-5202	大洗駅 CTC司令 (もしくは当直助役)																																																																																																																																																																													
	029-822-3718	鉄道部 鉄道部長																																																																																																																																																																													
関 東 鉄 道 (株)	昼	0297-22-0451	常総線運転司令室 運転司令室長																																																																																																																																																																												
	夜間	0297-22-0451	常総線運転司令室 運転司令室長																																																																																																																																																																												
ひたちなか海浜鉄 道 (株)	昼	029-262-2361	管理部																																																																																																																																																																												
	夜間	同上	同上																																																																																																																																																																												
真 岡 鐵 道 (株)	昼	0285-84-2911	事業部 事業部長																																																																																																																																																																												
	夜間	同上	真岡運転区 運転副長 (もしくは運転指令当番者)																																																																																																																																																																												
日 本 貨 物 鉄 道 (株)	昼	03-3894-3891	関東支社 輸送グループ 輸送第二係長 (司令)																																																																																																																																																																												
	夜間	同上	同上																																																																																																																																																																												
首 都 圏 新 都 市 鉄 道 (株)	昼	03-5298-5752	安全総括部企画調整課																																																																																																																																																																												
	夜間	0297-52-8311	運輸部総合指令所																																																																																																																																																																												
関係機関	昼夜の別	電話番号	連絡先																																																																																																																																																																												
消 防 庁	昼	03-5253-7527	応急対策室〔宿直室03-5253-7777〕																																																																																																																																																																												
	夜間	03-5253-7777	宿直室																																																																																																																																																																												
関 東 運 輸 局	昼	045-211-7240	鉄道部安全指導課																																																																																																																																																																												
	夜間		各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話																																																																																																																																																																												
茨 城 県	昼	029-301-2896	防災・危機管理部消防安全課																																																																																																																																																																												
	夜間	029-301-2885	防災・危機管理部防災・危機管理課																																																																																																																																																																												
警 察 本 部	昼	029-301-0110 内線5751	警備課																																																																																																																																																																												
	夜間	029-301-0110	総合当直																																																																																																																																																																												
東日本旅客鉄道(株)	昼	029-225-3140	指令・サービス品質改革ユニット																																																																																																																																																																												
	夜間	同上	同上																																																																																																																																																																												
鹿島臨海鉄道(株)	昼	029-267-5200	運輸事業部 運輸事業部長																																																																																																																																																																												
	夜間	同上	同上																																																																																																																																																																												
#	029-267-5202	大洗駅 CTC司令 (もしくは当直助役)																																																																																																																																																																													
	029-822-3718	鉄道部 鉄道部長																																																																																																																																																																													
関 東 鉄 道 (株)	昼	0297-22-0451	常総線運転司令室 運転司令室長																																																																																																																																																																												
	夜間	0297-22-0451	常総線運転司令室 運転司令室長																																																																																																																																																																												
ひたちなか海浜鉄 道 (株)	昼	029-262-2361	管理部																																																																																																																																																																												
	夜間	同上	同上																																																																																																																																																																												
真 岡 鐵 道 (株)	昼	0285-84-2911	事業部 事業部長																																																																																																																																																																												
	夜間	同上	真岡運転区 運転副長 (もしくは運転指令当番者)																																																																																																																																																																												
日 本 貨 物 鉄 道 (株)	昼	03-3894-3891	関東支社 輸送グループ 輸送第二係長 (司令)																																																																																																																																																																												
	夜間	同上	同上																																																																																																																																																																												
首 都 圏 新 都 市 鉄 道 (株)	昼	03-5298-5752	安全総括部企画調整課																																																																																																																																																																												
	夜間	0297-52-8311	運輸部総合指令所																																																																																																																																																																												

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p style="text-align: center;">6 道路災害対策計画 第1章 災害予防 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略)</p> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県) ・「<u>災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定</u>」(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県) <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部) <p style="text-align: center;">(後略)</p>	<p style="text-align: center;">6 道路災害対策計画 第1章 災害予防 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略)</p> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県) <hr style="border: 1px solid red;"/> <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部) <p style="text-align: center;">(後略)</p>	236	協定廃止に伴う変更 (防災・危機管理課)
<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 道路災害情報等の収集連絡 [発見者] (略) [道路管理者] 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、または発生するおそれがある場合は速やかに被害状況を国</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 道路災害情報等の収集連絡 [発見者] (略) [道路管理者] 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、または発生するおそれがある場合は速やかに被害状況を国</p>	238	茨城県内の直轄国道4号の管理者「宇都宮国道事務所」の追記(常

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p>土交通省常陸河川国道事務所 _____、県に連絡するものとする。</p> <p>[国土交通省常陸河川国道事務所 _____]</p> <p>道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を関係省庁、県及び関係指定公共機関へ行うものとする。</p> <p>[県（防災・危機管理部・土木部）]</p> <p>国土交通省常陸河川国道事務所 _____ から受けた情報を関係市町村及び関係機関等へ連絡するものとする。</p> <p>また、大規模な道路災害の発生等に関する連絡を受けた場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な災害規模に関する概括的な情報を収集し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ国土交通省に連絡するものとする。</p> <p>[市町村]</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路災害情報等の収集・連絡系統</p> <p>道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。</p> 	<p>土交通省常陸河川国道事務所 <u>または宇都宮国道事務所</u>、県に連絡するものとする。</p> <p>[国土交通省常陸河川国道事務所 <u>・宇都宮国道事務所</u>]</p> <p>道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を関係省庁、県及び関係指定公共機関へ行うものとする。</p> <p>[県（防災・危機管理部・土木部）]</p> <p>国土交通省常陸河川国道事務所 <u>または宇都宮国道事務所</u> から受けた情報を関係市町村及び関係機関等へ連絡するものとする。</p> <p>また、大規模な道路災害の発生等に関する連絡を受けた場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な災害規模に関する概括的な情報を収集し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ国土交通省に連絡するものとする。</p> <p>[市町村]</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路災害情報等の収集・連絡系統</p> <p>道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。</p> 	<p>238</p>	<p>陸河川国道事務所)</p> <p>茨城県内の直轄国道4号の管理者「宇都宮国道事務所」の追記（常陸河川国道事務所）</p>

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元																																																								
<p>※1の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。 ※土木・工事事務所には工務所を含む。</p> <p>(連絡先一覧)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>担当部署</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 防 庁</td> <td>応 急 対 策 室</td> <td>03-5253-7527 (昼)</td> </tr> <tr> <td>宿 直 室</td> <td>03-5253-7777 (夜間)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省常陸河川国道事務所</td> <td>道路管理第二課</td> <td>029-240-4073</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(追記)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">茨 城 県</td> <td>消 防 安 全 課</td> <td>029-301-2896 (昼)</td> </tr> <tr> <td>防 災 ・ 危 機 管 理 課</td> <td>029-301-2885 (夜間)</td> </tr> <tr> <td>茨 城 県 警 察 本 部</td> <td>警 備 課</td> <td>029-301-0110 内線5751 (総合当直)</td> </tr> <tr> <td>各 市 町 村</td> <td colspan="2">資料編に記載</td> </tr> <tr> <td>各 消 防 本 部</td> <td colspan="2">資料編に記載</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	担当部署	電話番号	消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 (昼)	宿 直 室	03-5253-7777 (夜間)	国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-240-4073	(追記)			茨 城 県	消 防 安 全 課	029-301-2896 (昼)	防 災 ・ 危 機 管 理 課	029-301-2885 (夜間)	茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)	各 市 町 村	資料編に記載		各 消 防 本 部	資料編に記載		<p>※1の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。 ※土木・工事事務所には工務所を含む。</p> <p>(連絡先一覧)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>担当部署</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 防 庁</td> <td>応 急 対 策 室</td> <td>03-5253-7527 (昼)</td> </tr> <tr> <td>宿 直 室</td> <td>03-5253-7777 (夜間)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省常陸河川国道事務所</td> <td>道路管理第二課</td> <td>029-240-4073</td> </tr> <tr> <td>国土交通省宇都宮国道事務所</td> <td>管 理 第 二 課</td> <td>028-639-6366</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">茨 城 県</td> <td>消 防 安 全 課</td> <td>029-301-2896 (昼)</td> </tr> <tr> <td>防 災 ・ 危 機 管 理 課</td> <td>029-301-2885 (夜間)</td> </tr> <tr> <td>茨 城 県 警 察 本 部</td> <td>警 備 課</td> <td>029-301-0110 内線5751 (総合当直)</td> </tr> <tr> <td>各 市 町 村</td> <td colspan="2">資料編に記載</td> </tr> <tr> <td>各 消 防 本 部</td> <td colspan="2">資料編に記載</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	担当部署	電話番号	消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 (昼)	宿 直 室	03-5253-7777 (夜間)	国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-240-4073	国土交通省宇都宮国道事務所	管 理 第 二 課	028-639-6366	茨 城 県	消 防 安 全 課	029-301-2896 (昼)	防 災 ・ 危 機 管 理 課	029-301-2885 (夜間)	茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)	各 市 町 村	資料編に記載		各 消 防 本 部	資料編に記載			
機関名	担当部署	電話番号																																																									
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 (昼)																																																									
	宿 直 室	03-5253-7777 (夜間)																																																									
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-240-4073																																																									
(追記)																																																											
茨 城 県	消 防 安 全 課	029-301-2896 (昼)																																																									
	防 災 ・ 危 機 管 理 課	029-301-2885 (夜間)																																																									
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)																																																									
各 市 町 村	資料編に記載																																																										
各 消 防 本 部	資料編に記載																																																										
機関名	担当部署	電話番号																																																									
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 (昼)																																																									
	宿 直 室	03-5253-7777 (夜間)																																																									
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-240-4073																																																									
国土交通省宇都宮国道事務所	管 理 第 二 課	028-639-6366																																																									
茨 城 県	消 防 安 全 課	029-301-2896 (昼)																																																									
	防 災 ・ 危 機 管 理 課	029-301-2885 (夜間)																																																									
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)																																																									
各 市 町 村	資料編に記載																																																										
各 消 防 本 部	資料編に記載																																																										
<p style="text-align: center;">第2節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容 職員配備の決定基準は、道路災害の状況等により次のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p> <p>[警戒体制時の配備人員]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>配 備 人 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 部</td> <td>報 道 ・ 広 聴 課 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県 民 生 活 環 境 部</td> <td>生 活 文 化 課 2</td> </tr> <tr> <td>(環 境 対 策 課) (2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防 災 ・ 危 機 管 理 部 長</td> <td>消 防 安 全 課 10</td> </tr> <tr> <td>(産 業 保 安 室) (2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保 健 医 療 部</td> <td>防 災 ・ 危 機 管 理 課 8</td> </tr> <tr> <td>保 健 政 策 課 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医 療 政 策 課 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(薬 務 課) (2)</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	配 備 人 員	総 務 部	報 道 ・ 広 聴 課 2	県 民 生 活 環 境 部	生 活 文 化 課 2	(環 境 対 策 課) (2)	防 災 ・ 危 機 管 理 部 長	消 防 安 全 課 10	(産 業 保 安 室) (2)	保 健 医 療 部	防 災 ・ 危 機 管 理 課 8	保 健 政 策 課 2		医 療 政 策 課 2		(薬 務 課) (2)	<p style="text-align: center;">第2節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容 職員配備の決定基準は、道路災害の状況等により次のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p> <p>[警戒体制時の配備人員]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>配 備 人 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 部</td> <td>報 道 ・ 広 聴 課 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県 民 生 活 環 境 部</td> <td>生 活 文 化 課 2</td> </tr> <tr> <td>(環 境 対 策 課) (2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防 災 ・ 危 機 管 理 部 長</td> <td>消 防 安 全 課 10</td> </tr> <tr> <td>(産 業 保 安 室) (2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保 健 医 療 部</td> <td>防 災 ・ 危 機 管 理 課 8</td> </tr> <tr> <td>保 健 政 策 課 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医 療 政 策 課 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(薬 務 課) (2)</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	配 備 人 員	総 務 部	報 道 ・ 広 聴 課 2	県 民 生 活 環 境 部	生 活 文 化 課 2	(環 境 対 策 課) (2)	防 災 ・ 危 機 管 理 部 長	消 防 安 全 課 10	(産 業 保 安 室) (2)	保 健 医 療 部	防 災 ・ 危 機 管 理 課 8	保 健 政 策 課 2		医 療 政 策 課 2		(薬 務 課) (2)	239	[警戒体制時の配備人員] 表中の配備人員「生活環境課 (2)」を「生活安全総務課 (1)、生活環境課 (1)」に修正する。(生活環境課)																						
部 局 名	配 備 人 員																																																										
総 務 部	報 道 ・ 広 聴 課 2																																																										
県 民 生 活 環 境 部	生 活 文 化 課 2																																																										
	(環 境 対 策 課) (2)																																																										
防 災 ・ 危 機 管 理 部 長	消 防 安 全 課 10																																																										
	(産 業 保 安 室) (2)																																																										
保 健 医 療 部	防 災 ・ 危 機 管 理 課 8																																																										
	保 健 政 策 課 2																																																										
	医 療 政 策 課 2																																																										
	(薬 務 課) (2)																																																										
部 局 名	配 備 人 員																																																										
総 務 部	報 道 ・ 広 聴 課 2																																																										
県 民 生 活 環 境 部	生 活 文 化 課 2																																																										
	(環 境 対 策 課) (2)																																																										
防 災 ・ 危 機 管 理 部 長	消 防 安 全 課 10																																																										
	(産 業 保 安 室) (2)																																																										
保 健 医 療 部	防 災 ・ 危 機 管 理 課 8																																																										
	保 健 政 策 課 2																																																										
	医 療 政 策 課 2																																																										
	(薬 務 課) (2)																																																										

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後		R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
福祉部 農林水産部 土木部 企業局 警察本部	(生活衛生課) (2) 福祉政策課 2 (漁政課) (2) (水産振興課) (2) (農村計画課) (2) 道路維持課 2 (河川課) (2) (下水道課) (2) 管轄土木・工事事務所(工務所を含む) 2(5) (施設課) (2) 交通総務課 2 交通規制課 2 警備課 2 <u>(新 規)</u> (生活環境課) <u>(2)</u> (地域課) (2)	福祉部 農林水産部 土木部 企業局 警察本部	(生活衛生課) (2) 福祉政策課 2 (漁政課) (2) (水産振興課) (2) (農村計画課) (2) 道路維持課 2 (河川課) (2) (下水道課) (2) 管轄土木・工事事務所(工務所を含む) 2(5) (施設課) (2) 交通総務課 2 交通規制課 2 警備課 2 <u>生活安全総務課 (1)</u> (生活環境課) <u>(1)</u> (地域課) (2)		
<p>() は、危険物流出事故の場合で、状況に応じ配備する。</p> <p>(2) 職員の動員配備体制の決定 (略)</p> <p>(3) 職員の動員 (略)</p> <p>(4) 災害対策本部等の設置基準等 (略)</p> <p>(5) 現地災害対策本部の設置 (略)</p> <p>(6) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等 (略)</p>		<p>() は、危険物流出事故の場合で、状況に応じ配備する。</p> <p>(2) 職員の動員配備体制の決定 (略)</p> <p>(3) 職員の動員 (略)</p> <p>(4) 災害対策本部等の設置基準等 (略)</p> <p>(5) 現地災害対策本部の設置 (略)</p> <p>(6) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等 (略)</p>			

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p style="text-align: center;">7 危険物等災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）</p> <p>2 災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>(2) 職員の活動体制の整備 (略)</p> <p>(3) 防災関係機関相互の連携体制 (中略)</p> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県） ・「<u>災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定</u>」（<u>福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県</u>） <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村） ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部） <p>(4) 救助・救急、医療及び消火活動への備え (略)</p> <p>(5) 緊急輸送活動体制の整備 (略)</p> <p>(6) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え (略)</p> <p>(7) 避難収容活動体制の整備 (略)</p> <p>(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施 (略)</p>	<p style="text-align: center;">7 危険物等災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）</p> <p>2 災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>(2) 職員の活動体制の整備 (略)</p> <p>(3) 防災関係機関相互の連携体制 (中略)</p> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県） <hr style="border: 1px solid red;"/> <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村） ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部） <p>(4) 救助・救急、医療及び消火活動への備え (略)</p> <p>(5) 緊急輸送活動体制の整備 (略)</p> <p>(6) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え (略)</p> <p>(7) 避難収容活動体制の整備 (略)</p> <p>(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施 (略)</p>	247	協定廃止に伴う変更 (防災・危機管理課)

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元																								
(9) 災害復旧への備え (略)	(9) 災害復旧への備え (略)																										
<p align="center">第4節 毒劇物取扱施設の予防対策</p> <p>毒劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。</p> <p>1 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化 (略)</p> <p>2 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実</p>	<p align="center">第4節 毒劇物取扱施設の予防対策</p> <p>毒劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。</p> <p>1 毒劇物___取扱施設に対する指導の強化 (略)</p> <p>2 毒劇物___取扱施設における保安体制の自己点検の充実</p>	252	誤りの修正（薬務課）																								
<p align="center">第2章 災害応急対策</p> <p align="center">第2節 活動体制の確立（各災害共通事項）</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1) 職員の動員配備体制の区分の基準及び内容 職員配備の決定基準は危険物等災害の状況等により次のとおり定める。</p> <p align="center">(表略)</p> <p align="center">〔警戒体制時の配備人員〕</p> <table border="1" data-bbox="107 1098 667 1430"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>配 備 人 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 部</td> <td>報 道 ・ 広 聴 課 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">県 民 生 活 環 境 部</td> <td>生 活 文 化 課 2</td> </tr> <tr> <td>環 境 政 策 課 2</td> </tr> <tr> <td>環 境 対 策 課 5</td> </tr> <tr> <td>廃 棄 物 規 制 課 1</td> </tr> <tr> <td>資 源 循 環 推 進 課 1</td> </tr> <tr> <td>防 災 ・ 危 機 管 理 部</td> <td>消 防 安 全 課 10 (産 業 保 安 室) (2)</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	配 備 人 員	総 務 部	報 道 ・ 広 聴 課 2	県 民 生 活 環 境 部	生 活 文 化 課 2	環 境 政 策 課 2	環 境 対 策 課 5	廃 棄 物 規 制 課 1	資 源 循 環 推 進 課 1	防 災 ・ 危 機 管 理 部	消 防 安 全 課 10 (産 業 保 安 室) (2)	<p align="center">第2章 災害応急対策</p> <p align="center">第2節 活動体制の確立（各災害共通事項）</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1) 職員の動員配備体制の区分の基準及び内容 職員配備の決定基準は危険物等災害の状況等により次のとおり定める。</p> <p align="center">(表略)</p> <p align="center">〔警戒体制時の配備人員〕</p> <table border="1" data-bbox="958 1098 1518 1430"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>配 備 人 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 部</td> <td>報 道 ・ 広 聴 課 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">県 民 生 活 環 境 部</td> <td>生 活 文 化 課 2</td> </tr> <tr> <td>環 境 政 策 課 2</td> </tr> <tr> <td>環 境 対 策 課 5</td> </tr> <tr> <td>廃 棄 物 規 制 課 1</td> </tr> <tr> <td>資 源 循 環 推 進 課 1</td> </tr> <tr> <td>防 災 ・ 危 機 管 理 部</td> <td>消 防 安 全 課 10 (産 業 保 安 室) (2)</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	配 備 人 員	総 務 部	報 道 ・ 広 聴 課 2	県 民 生 活 環 境 部	生 活 文 化 課 2	環 境 政 策 課 2	環 境 対 策 課 5	廃 棄 物 規 制 課 1	資 源 循 環 推 進 課 1	防 災 ・ 危 機 管 理 部	消 防 安 全 課 10 (産 業 保 安 室) (2)	258	〔警戒体制時の配備人員〕表中の配備人員「生活環境課 2」を「生活安全総務課 1、生活環境課 1」に修正する。（生活環境課）
部 局 名	配 備 人 員																										
総 務 部	報 道 ・ 広 聴 課 2																										
県 民 生 活 環 境 部	生 活 文 化 課 2																										
	環 境 政 策 課 2																										
	環 境 対 策 課 5																										
	廃 棄 物 規 制 課 1																										
	資 源 循 環 推 進 課 1																										
防 災 ・ 危 機 管 理 部	消 防 安 全 課 10 (産 業 保 安 室) (2)																										
部 局 名	配 備 人 員																										
総 務 部	報 道 ・ 広 聴 課 2																										
県 民 生 活 環 境 部	生 活 文 化 課 2																										
	環 境 政 策 課 2																										
	環 境 対 策 課 5																										
	廃 棄 物 規 制 課 1																										
	資 源 循 環 推 進 課 1																										
防 災 ・ 危 機 管 理 部	消 防 安 全 課 10 (産 業 保 安 室) (2)																										

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後		R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
	防 災 ・ 危 機 管 理 課 8		防 災 ・ 危 機 管 理 課 8		
	原 子 力 安 全 対 策 課 3		原 子 力 安 全 対 策 課 3		
保 健 医 療 部	保 健 政 策 課 2	保 健 医 療 部	保 健 政 策 課 2		
	医 療 政 策 課 2		医 療 政 策 課 2		
	(薬 務 課) (2)		(薬 務 課) (2)		
福 祉 部	福 祉 政 策 課 2	福 祉 部	福 祉 政 策 課 2		
農 林 水 産 部	漁 政 課 2	農 林 水 産 部	漁 政 課 2		
	(水 産 振 興 課) (2)		(水 産 振 興 課) (2)		
	農 村 計 画 課 2		農 村 計 画 課 2		
	管 轄 農 林 事 務 所 2		管 轄 農 林 事 務 所 2		
土 木 部	道 路 維 持 課 2	土 木 部	道 路 維 持 課 2		
	河 川 課 2		河 川 課 2		
	港 湾 課 2		港 湾 課 2		
	下 水 道 課 2		下 水 道 課 2		
土 木 事 務 所	管 轄 土 木 ・ 工 事 事 務 所 (工 務 所 を 含 む) 5	土 木 事 務 所	管 轄 土 木 ・ 工 事 事 務 所 (工 務 所 を 含 む) 5		
港 湾 事 務 所	管 轄 港 湾 事 務 所 2前後	港 湾 事 務 所	管 轄 港 湾 事 務 所 2前後		
県 民 セ ン タ ー	管 轄 県 民 セ ン タ ー 2前後	県 民 セ ン タ ー	管 轄 県 民 セ ン タ ー 2前後		
警 察 本 部	地 域 課 2	警 察 本 部	地 域 課 2		
	警 備 課 2		警 備 課 2		
	(<u>新 規</u>)		<u>生 活 安 全 総 務 課</u> 1		
	生 活 環 境 課 2		生 活 環 境 課 1		
※ () は、危険物流出事故の場合で、状況に応じ配備する。		※ () は、危険物流出事故の場合で、状況に応じ配備する。			
(後略)		(後略)			
第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策		第5節 毒劇物__取扱施設の事故応急対策		269	誤りの修正（薬務課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p style="text-align: center;">8 大規模な火事災害対策計画 第1章 災害予防</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略)</p> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県) ・「<u>災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定</u>」(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県) <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部) 	<p style="text-align: center;">8 大規模な火事災害対策計画 第1章 災害予防</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略)</p> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県) <hr style="border: 1px solid red;"/> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部) 	276	協定廃止に伴う変更 (防災・危機管理課)

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p style="text-align: center;">9 林野火災対策計画 第1章 災害予防 第1節 林野火災に強い地域づくり</p> <p>1 林野火災予防対策 〔県（防災・危機管理部、農林水産部）、市町村〕 林野火災発生原因のほとんどは、たばこの不始末等失火によるものである<u>ので、火災の発生しやすい時期に、火災が発生するおそれがある地域について、森林パトロールや予防広報を重点的に実施し、防火思想の普及を図る。</u></p>	<p style="text-align: center;">9 林野火災対策計画 第1章 災害予防 第1節 林野火災に強い地域づくり</p> <p>1 林野火災予防対策 〔県（防災・危機管理部、農林水産部）、市町村〕 林野火災の出火原因の大半が<u>不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ</u>、火災が発生するおそれがある地域について、<u>山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。</u></p>	286	防災基本計画を反映（消防安全課）
<p style="text-align: center;"><u>第3節 林野火災に対する警戒の強化</u></p> <p>〔県（防災・危機管理部、農林水産部）、市町村、公共機関等〕 火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう適切な対応を行い、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。 また、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</u></p> <p>1 情報の収集・連絡関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 〔県（防災・危機管理部、農林水産部）、市町村、公共機関等〕</p>	<p style="text-align: center;"><u>第3節 林野火災に対する警戒の強化</u></p> <p>〔県（防災・危機管理部、農林水産部）、市町村、公共機関等〕 火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう適切な対応を行い、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。 また、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</u></p> <p>1 情報の収集・連絡関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 〔県（防災・危機管理部、農林水産部）、市町村、公共機関等〕</p>	286	防災基本計画を反映（消防安全課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p>林野火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>それぞれ次の対策を講ずるとともに、<u>機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際</u>、夜間、休日の場合においても、対応できる体制の整備を図るものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(後略)</p> <p>(2) 通信手段の確保 (略)</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略)</p> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県) <u>「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県)</u> 	<p>林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。それぞれ次の対策を講ずるとともに、<u>指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを図り</u>、夜間、休日の場合においても、対応できる体制の整備を図るものとする。</p> <p><u>林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。</u></p> <p>(後略)</p> <p>(2) 通信手段の確保 (略)</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略)</p> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県) <hr/> <hr/> <hr/>	<p>287</p>	<p>協定廃止に伴う変更 (防災・危機管理課)</p>

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p>(略)</p> <p>6 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え (略)</p> <p>7 防災関係機関等の防災訓練の実施 〔県（各部局）、市町村、防災関係機関〕 様々な状況を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施するものとする。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">第4節 防災活動の促進 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>6 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え (略)</p> <p>7 防災関係機関等の防災訓練の実施 〔県（各部局）、市町村、防災関係機関〕 様々な状況を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施するものとする。 <u>〔消防機関〕</u> <u>広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御区等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5節 防災活動の促進 (略)</p>	<p>289</p> <p>289</p>	<p>防災基本計画を反映 (消防安全課)</p> <p>「第3節 林野火災に対する警戒の強化」新設に伴う変更（消防安全課）</p>
<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <hr/> <p>(1) 林野火災情報の収集・連絡 〔県（防災・危機管理部、警察本部）〕 市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要な関係省庁へ連絡する。 また、必要に応じて航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。 〔市町村〕 火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>1 災害情報の収集・連絡 <u>被災地方公共団体は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。</u></p> <p>(1) 林野火災情報の収集・連絡 〔県（防災・危機管理部、警察本部）〕 市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要な関係省庁へ連絡する。 また、必要に応じて航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。 〔市町村〕 火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、</p>	<p>289</p>	<p>防災基本計画を反映 (消防安全課)</p>

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p>把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。</p> <hr/> <p>(2) 林野火災情報等の収集・連絡系統 (略)</p> <p>(3) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p>	<p>把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。</p> <p><u>〔消防機関〕</u> <u>無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。</u></p> <p>(2) 林野火災情報等の収集・連絡系統 (略)</p> <p>(3) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p>		
<p style="text-align: center;">第2節 活動体制の確立</p> <p>3 広域的な応援体制 〔県（防災・危機管理部）、市町村〕 県内において林野火災が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第3節第2「応援要請・受入体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p style="text-align: center;">第2節 活動体制の確立</p> <p>3 広域的な応援体制 〔県（防災・危機管理部）、市町村〕 県内において林野火災が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第3節第2「応援要請・受入体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。</p> <p><u>〔県（各部局）、市町村、消防機関〕</u> <u>急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。また、県は、必要に応じ、又は被災市町村からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。</u> <u>県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。</u></p>	293	防災基本計画を反映 (消防安全課)
<p style="text-align: center;">第3節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>3 地上消火活動</p>	<p style="text-align: center;">第3節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>3 地上消火活動</p>	294	防災基本計画を反映

